

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時
令和3年7月2日(金)
午前10時開会、午後4時28分散会
(休憩：午後0時2分～午後1時、午後2時54分～午後3時12分)
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、小西和子委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、高井担当書記、佐藤併任書記、中川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
熊谷文化スポーツ部長、
佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長、
佐藤文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
畠山スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長
 - (2) 教育委員会
佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、
渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
中川学校教育室学校教育企画監、
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
森田学校教育室高校改革課長、
菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、

近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
泉澤学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

(3) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

イ 議案第11号 平泉世界遺産ガイドランスセンター条例

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第6項 社会教育費

イ 議案第16号 財産の取得に関し議決を求めることについて

ウ 議案第17号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第45号 計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第8項 大学費

第9項 私立学校費

(4) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日は教育委員会より岩手県の中学生スポーツ・文化活動に係る提言について発言を求められております。当該報告につきましては、文化スポーツ部も関係いたしておりますので、文化スポーツ部のこの際が終わった後に執行部職員の入れかえを行い、文化スポーツ部及び教育委員会の関係職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。2款総務費7億4,352万7,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費1億6,061万7,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の14ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費であります。右側の説明欄の県民会館・公会堂感染症予防対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県民会館のトイレ11台の洋式化を実施しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄の二つ目の地域活性化スポーツ推進事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、県内のトッププロスポーツチーム3チームと共同して試合に招待し、交流する取り組みを実施しようとするものであります。その下の高齢者スポーツ活動振興事業費補助、体育大会開催、派遣事業費及び全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、第33回全国健康福祉祭、国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会、それぞれへの本県選手団の派遣に伴い、大会終了後、本県に戻った際にPCR検査を実施

あるいは実施するための経費について補助等をしようとするものであります。その下のスポーツ施設感染症予防対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県営武道館の空調設備の設置及び県営運動公園等のトイレ計 79 台の洋式化を実施しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県民会館のトイレの改修ということで、和式トイレ 4カ所、11 台の洋式化となっていますけれども、全ての和式トイレがこれで洋式化されるのでしょうか。

○岡部文化振興課総括課長 県民会館のトイレの状況ですが、現在県民会館には 10カ所に 96 台のトイレがあります。そのうち 52 台が和式になっておりまして、残りの 44 台が洋式です。今回 11 台の和式便器を洋式化するものですが、この整備により洋式トイレが 55 台、和式便器が 41 台となりますので、半分以上が洋式化されます。

○斉藤信委員 県民会館というのは岩手県の代表的な文化施設です。今回 11 台改修しても、半分ちょっとぐらいまでしか洋式化されないのはいかがなものかと思います。思い切って全部洋式化すべきだったのではないのでしょうか。なぜ少しづつ改修するのですか。県民会館は岩手県を代表する文化施設ですので、全て洋式化することが必要だと思いますが、なぜできないのか、またいつまでにやるのかを示してください。

○岡部文化振興課総括課長 県民会館が本県を代表する文化施設であるということは認識しているところです。ただ、新築から 48 年経過しておりまして、建物自体、設備等も古くなっている状況ですので、修繕や更新の必要な箇所もあり、優先順位を踏まえながら工事を進めていきたいと考えております。

今回洋式化は 11 台ですが、県民会館のホール利用が大分ふえてきておりまして、やはりホールで公演などをするとき、一度にトイレ改修ができない事情もあります。また、11 台の工事ですので設計も必要になり、工期を考えた場合に 11 台が適当と検討したところで

す。

○斉藤信委員 県民会館は築 48 年ですが、過去に大規模改修をやりました。本来ならその際に実施すればよかったのです。あの大規模改修は 2 年近くかけてやったのではないですか。何でそのときにやらなかったのか。今回の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金なのでしょうか。

○岡部文化振興課総括課長 はい、そうです。

○斉藤信委員 また、いつまでに洋式化するという計画があってもいいのではないかと思います。岩手県を代表する文化施設で、いまだに和式トイレが半分近く残っているのは極めて残念なことで、本来なら大規模改修のときにセットでやることが必要だったと思います。そのほうが経費がかからないし、利用に全く影響がなかったわけですから。今度の 11 台の改修には反対しませんが、2 年ぐらいの計画を持ってやっていただきたい。これは部長に聞きます。

○熊谷文化スポーツ部長 今回のトイレ改修は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、工期の関係や県民会館を営業しながらの改修ということもありまして、県民会館とも相談して11台の改修となりました。和式トイレはまだありますので、その改修計画については引き続き県民会館とも協議しながら進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 高齢者スポーツ活動振興事業費補助のねりんピック参加者へのPCR検査は、帰ってきたときにやるということですね。大事なことだと思いますが、令和3年10月30日から11月2日の開催ですから、参加者はほとんどワクチン接種は完了していると思われると思います。東京都もついにかのうの時点で新規感染者はレベル4の段階と、爆発的感染の状況になりました。本当にこの状況で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を開いていいのかということが、今根本から問われているのだと思いますが、ねりんピックや全国障害者スポーツ大会は、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない中で行われるということで、どういう対策が講じられる計画になっているのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 全国の大会について御質問をいただきました。これに関しましては、斉藤信委員御指摘のとおり不安が払拭されない中ですが、昨年度は当初から全部中止という状況でしたが、今年度は何とか対策を講じて開催する方向で各主催者が鋭意努力している状況です。国体や全国障害者スポーツ大会、ねりんピックの主催者がガイドラインを定め、その中で開閉会式の特に人が集まるところは縮小するとか、選手との動線をきちっと分けるなど、個別の対応を取りながら万全を期して開催することで進めております。本県といたしましても、全国の統一的な考え方に沿って進められるべきものと考えておりますので、現時点におきましては万全な対策を講じながら参加をすることが適当と考えております。

○斉藤信委員 東京都が爆発的な感染状況になると全国に波及します。これが今までの教訓です。だから、ねりんピックや全国障害者スポーツ大会は、本当に徹底した感染対策を取って、最終的にやるかやらないかも含めて判断が求められていると思います。全国的な感染状況では第5波は第3波を上回ると言われています。去年は中止になって、ことしは何とか開催したい気持ちはわかりますが、全国から人が集まるのが一番危険性が伴うので、徹底した対策と最終的な判断をしっかりとした上でやるべきだと思います。参加者の規模や参加者以外も含めた参加規模はどうなるのですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 参加者の規模ですけれども、選手、関係者を合わせまして、高齢者スポーツ大会につきましては253人、国民体育大会に関しては713人、全国障害者スポーツ大会につきましては162人という規模になっております。

○斉藤信委員 国民体育大会が713人ですからかなりの規模になると思います。感染対策と感染状況をしっかりと踏まえて、第5波を起こさせないようにしっかりと対策を取らないと、ウィズコロナと言っていられません。これだけワクチン接種に取り組んでいるので、コロナゼロを目指すという立場で取り組まないと、同じ状況が続いていくのだと思います。イ

ギリスでもワクチン接種があれだけ進んでいるのに、サッカーの大会をやったら大変な数の感染者が出ているという状況です。この予算はいいのですが、これだけの大会が次々に開かれるという点でいけば、感染状況をしっかり把握して、絶対に感染拡大させないよう対応していただきたいです。

スポーツ施設のトイレの洋式化ですけれども、県営体育館、県営野球場、勤労者体育館は洋式化が進むのかをお聞きします。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** スポーツ施設のトイレの洋式化についてですが、これも先ほどの県民会館と同様ですが、まず 50%以上を目指して洋式化を進めてまいりました。今回 79 台洋式化になりますので、全体では 67%ぐらいが洋式化になり、洋式化への取り組みはほぼ達成されるのではないかと考えております。

○**伊藤勢至委員** ただいまトイレの話がありましたが、確認の意味も含めて一つお伺いしたいと思います。洋式化にするということでしたが、今や洋式便器だけではなくてウォシュレットが必須です。さらにはオストメイト仕様、車椅子を使った方々の多目的仕様トイレをワンフロアに男女それぞれ 1 台ぐらいずつ設置していく時代ですので、今これをやらずに次に回したらいつになるかわかりません。普通の洋式便器を仮に 1 個、2 個減らすことがあっても、この機会にこれを入れていかないと機会を失ってしまうと思います。まだ決めていないのであればぜひこの際組み込んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 大変大事な御指摘をいただきました。今回の御提案の内容ですけれども、洋式化につきましては、積算上は蓋をつけた洋式トイレということで、ウォシュレット完備までは至っておりません。

○**伊藤勢至委員** ウォシュレットがなければ、ペットボトルを持って行けばいいというのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 完備できればそれにこしたことはありませんけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も使いながら、できる範囲で最大限計画した内容になっております。

○**伊藤勢至委員** そういう範囲に収めようとしたらそうなったとか、それはお茶を濁すやり方で、この機会を捉えて新しいものにしていくという進取の意気がなければ、いい岩手県になっていきません。

○**佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長** スポーツ施設の洋式化ということで、計画上は先ほど答弁申し上げたとおり、洋式便器の部分の変更としております。施設によっては電気設備の配線の関係で難しい部分ですとか、あるいは地下水をくみ上げるような施設もありまして、一律にウォシュレットが完備できない状況もあり、まずは和式ではなくて洋式の形にしようということで、今回整備を考えたものです。やはりそういった御指摘はあろうかと思っておりますので、その御指摘を踏まえて今後対応を検討してまいりたいと思います。

○柳村一委員長 オストメイトのことは答えていないのですが。

○畠山スポーツ振興課総括課長 オストメイトに関しましては、今回は洋式化に特化した改修ということで計画させていただいております。

○柳村一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号平泉世界遺産ガイダンスセンター条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○岡部文化振興課総括課長 議案第 11 号平泉世界遺産ガイダンスセンター条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 18 ページをお開き願います。条例案の説明につきましては、お手元に配付しております平泉世界遺産ガイダンスセンター条例案の概要により御説明申し上げます。

初めに、1、制定の趣旨についてですが、県民を初め広く国内外の人々の平泉世界遺産等に対する理解を深めることにより、これを将来の世代に継承するとともに、文化の発展に寄与するため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを設置しようとするものであります。

2、条例案の内容についてであります。第 1 条は、平泉世界遺産ガイダンスセンターを平泉町に設置することについて定めるものであります。第 2 条は、当該施設の指定管理者による管理について定めるものであります。第 3 条は、指定管理者が行う業務として、センターの維持管理及び利用促進に関する業務を定めるものであります。第 4 条以降につきましては、センターにおける行為の許可など、管理に関する事項等について定めるものであります。

3、施行期日等についてであります。ガイダンスセンターはことし 11 月から 12 月ころの開館を予定しておりますが、現時点で開館日が確定していないため、別途規則で規定するものであります。また、後段は管理形態の表に記載したとおり、令和 5 年度から指定管理者制度を導入しようとするものであり、これらに関する規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

最後に、3の(2)及び(3)になりますが、本条例の制定に伴う所要の経過措置を講じる

とともに、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

なお、参考資料として、2ページ以降にセンターの概要を添付しておりますので、御参
照願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉絢子委員 第4条についてお伺いいたします。このガイダンスセンターにおいて、
資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないとあ
りますけれども、この許可申請の仕方と、その許可を受ける必要があると決めた根拠につ
いて教えてください。

○佐藤世界遺産課長 申請の仕方及び許可の仕方につきましては、規則で定めようという
ことで現在考えているところです。

第4条を定めた根拠については、一般的な話としまして博物館等におきましてはこの規
定があります。岩手県立博物館でも同様の規定がありまして、資料の保護、管理、あるい
は来館者、見学者の滞留防止等があるものですから、やはりこのような条文が一般的にあ
るものです。

○千葉絢子委員 新型コロナウイルス感染症拡大前はよく子供たちを連れて東京国立博物
館に行っておりました。あそこは基本的に撮影が可能なのです。そこで撮ったものを自由
にSNSなどにも上げて、それでPRしていただく、そして来館者をふやすという取り組
みをしています。それよりも以前に感動したのが、中国の故宫博物院に行ったときに、西
太后の宝物などが置いてあるところを自由に撮影してよかったのです。何て太っ腹なのだ
ろうと思って、あそこはもう一度行ってみたいものだと思っています。

著作権などが絡むのであればまだしも、平泉にあるものは大体埋蔵文化財ではないです
か。フラッシュ撮影を禁止すれば、撮影してもいいのではないかと思いますし、最近の美
術品とか文化財の展示の流れからいくと逆行するような規定ではないかと思えます。従来
似たような施設でこういう条文があるからといって、それを目的もなく引用するのであれ
ば、逆の考え方をして、どうしたら来館者に親んでもらえるかという発想の転換をして
いただきたいと思えます。この第4条は要らないのではないかと思うのですが、いかがで
しょうか。

○佐藤世界遺産課長 最近の博物館等の撮影の動向について、いろいろ教えていただいた
わけですが、これにつきまして我々もかなり調べましたし、私自身の経験上もそのような
傾向にあるというのは十分に理解しているところです。その上で、例えば県立博物館で同
じような条文があつて許可が必要になっているのですが、実際にはフラッシュ撮影を禁止
して資料の撮影が館内ではできることを表示もしております。したがって、県立博物
館では包括的に展示場内での資料撮影を許可するようなやり方ができる前提で行ってい
るものと理解しております。平泉世界遺産ガイダンスセンターにおきましても当然写真を撮
ってPRしてもらって、来館者の方が情報発信していただくのは歓迎ですので、そのよう

な仕組みにつきまして今後検討してまいりたいと思います。

○千葉絢子委員 実際はどういう申請をして許可されるのかというところを規則で定めるとおっしゃっていましたが、あまり込み入ったような形にならないように御配慮いただければと思います。

○斉藤信委員 参考資料の3ページ目の管理形態について、計画では令和3年度と令和4年度は、管理運営事業は県直営、ガイダンス事業、展示・情報発信事業、体験・学習事業は業務委託、そして収蔵・保存管理事業と調査研究・情報集積事業は一貫して県直営という体制になっております。この令和3年度、令和4年度で、県直営で管理運営事業をやる意味は何なのかと、業務委託と指定管理の違いは何なのか、また人員体制を示してください。

○岡部文化振興課総括課長 平泉世界遺産ガイダンスセンターは新規の施設ですので、業務内容ですとか業務量、所要経費を精査した上で指定管理者制度を導入する必要があると考えております。したがって、約1年間、管理部門等については直営、学芸業務については業務委託で運営し、その中で精査を進めて、令和5年度から指定管理者制度に円滑に移行する考えのもとでこのように進めることとしております。

体制についてですが、部門的には3部門設けようと考えておりました、施設の管理を担当する部門、次に館内の展示案内、解説などを担当する部門、収蔵品の管理や遺跡の発掘などを担当する部門の3部門を設けようとして検討しているところです。

これらの配置人員等については、現在調整しているところですので、決まり次第発表をさせていただきたいと思います。

○斉藤信委員 調整中ではいかがなものかと思えます。条例を提案されているのですから、制定されたらもう動き出すわけです。これまでも資料館があったと思いますが、今までの体制や、新しいガイダンス施設の体制や人員はどのように強化されるのかは示されませんか。

○岡部文化振興課総括課長 現時点でのものですが、学芸業務は業務委託をしております、そこに学芸職員が2名おります。解説員については、業務委託の中では5名と決めておまして、そちらの業務委託は今年度4月からスタートしているところです。管理運営業務等につきましては、今まさに調整をしているところですので、今時点ではお話しできかねます。

○斉藤信委員 例えば3ページの資料のところに、令和3年度当初予算の管理運営費が1億295万円となっているわけです。最終的に決まらないといっても、ちゃんと人員を想定してやっているわけでしょう。では、予算の根拠は何なのですか。

○岡部文化振興課総括課長 繰り返しになりますが、まず学芸業務については学芸職員を2名、解説員を5名雇用することで進めているところです。管理運営部門については直営ですので、こちらの予算には正職員の人件費は入っておりません。会計年度任用職員を雇用することにしておまして、そちらが2名の予定になっているところです。令和3年

度当初予算における人的配置についてはそのようなところです。

○**斉藤信委員** 要領を得ないのだけれども、先ほど業務委託は学芸員2人、解説員2人という説明でした。

○**岡部文化振興課総括課長** 解説員は5人です。

○**斉藤信委員** 最初から5人と言いませんでしたよね。違いますか。

○**岡部文化振興課総括課長** 申し訳ございません。解説員は5名です。学芸的業務で今年度委託している中身としましては、学芸職員が2名で解説員が5名ということで業務を進めております。申し訳ございませんでした。

○**斉藤信委員** わかりました。施設の管理で会計年度任用職員5人を配置するのは当初予算に入るのですか。

○**岡部文化振興課総括課長** 入っています。

○**斉藤信委員** これは入っているのですね。正規職員の場合は、その人件費は別枠ということですね。

○**岡部文化振興課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** 管理運営体制で館長はどういう方を想定していますか。管理運営方針はどういう組織が定めるのですか。丸々指定管理ではないと思うのです。管理運営方針はどういう形で進められるのですか。

根幹部分が収蔵・保存、調査研究部門だと思うのですが、ここでの学芸員の体制というのは強化、増員されるのでしょうか。

○**岡部文化振興課総括課長** まず初めに、管理運営方針についてですが、こちらにつきましては検討しているところでして、まだ策定までには至っておりませんが、鋭意進めている状況です。

続きまして、館長についてですけれども、センターの顔となるような方でどういう方がふさわしいかを、外から迎えることも含めて、今まさに調整しているところです。こちらについても、決まり次第、発表をさせていただきたいと思います。

収蔵・保存、調査関係の学芸員ですけれども、今準備室に配置されております職員は3人です。その後、令和4年度以降についてどのように配置するかにつきましては、今まさに調整を進めているというところですので、増員になるかということにつきましてはお答えできない状況です。

○**斉藤信委員** 世界遺産登録から10年たって、こういうガイダンス施設が整備されることは大変意義のあることだと思います。このガイダンス施設が平泉世界遺産を県内外、世界に広げていく、いわゆるセンター施設、拠点施設になるわけです。だから、新しいものをつくったというだけではなくて、新しい施設を通じて世界遺産の価値を県内外、世界に広げていく取り組みが強化されることが必要だと思うのです。そういう意味で、今までの資料館の継続ということではなく考える必要があるのではないかと思います。最近のニュース報道を見ますと、柳之御所から平泉にわたる道路があったのではないかとという新たな発

掘作業も始まっています。いろいろな形でこれからの調査、研究、保存というのは大事になってくると思います。

管理運営ですが、管理と運営というのは全然違うものです。施設の管理はある意味事務的なものです。しかし、運営となったら業務全体にかかわる中身だと思えます。だから、管理を委託するのはいいけれども、管理運営を指定管理者に委託するとなれば、基本となる運営方針は、例えば運営協議会とか、そういうしっかりしたところで検討され、それを受けて指定管理者が運営しないと、本当の意味での管理運営にならないのではないかと思います。この点はどのようになっているのかお聞きします。

○岡部文化振興課総括課長 齊藤信委員から大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。このセンターの運営につきましては、運営協議会を設置する方向で検討したいと思っております。やはり齊藤信委員御指摘のとおり、センターがわかりやすく理解しやすく身近に感じるもので、世界遺産である価値を共有できるものにするためには、さまざまな方からの御意見をいただく必要があると認識しております。そういった意見をいただくような場を設けて運営してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 条例上では、管理運営の規定はどうなっていますか。

○岡部文化振興課総括課長 運営協議会につきましては、法的な根拠はないと考えております。しかし、設置に当たっては新たな要綱を制定した上で、円滑な運営に向けての御意見をいただく必要があるということです。要綱を制定した上での設置と考えております。

○齊藤信委員 私の意見ですが、やはり平泉世界遺産ガイダンスセンター施設の管理運営は、まさに中心的な問題です。運営協議会で検討するのであれば、要綱ではなくて条例の中に明記することが当然なのではないかと思います。部長にお聞きします、東日本大震災津波伝承館の場合は条例と運営協議会とあると思いますが、その関係はどうなっていますか。

○熊谷文化スポーツ部長 東日本大震災津波伝承館の場合も、要綱で運営協議会を立ち上げておりますが、開館前から技術指導などに携わった方にそのまま開館後も引き続きかわっていただきながら、必要な助言、指導をいただくということで、平泉世界遺産ガイダンスセンターも有識者の方、地域住民の方、あるいは交流人口という観点では観光サイドの方など、多方面の方を委員にしながら、広く意見を聞いていく必要があると思っております。

○齊藤信委員 運営協議会は東日本大震災津波伝承館も要綱で設置しており、平泉世界遺産ガイダンスセンターも要綱で設置したいということですが、これは通常は条例で明記しないものですか。要綱で設置することになると、行政の判断でいつでもなくせます。条例で設置すると、条例改正しないとなくせないし、やらなかったということにはならないと思いますが、こういう施設では運営協議会が設置された場合は、条例上は明記しないというのが通常なのですか。

○佐藤世界遺産課長 運営協議会の法的な根拠ということになるかと思うのですけれど

も、博物館法で規定しているものであれば博物館法に基づく登録博物館は運営協議会が必
置になっております。したがって、県立博物館条例では、運営協議会の規定がありま
す。一方でこの施設につきましては、現段階で登録博物館ではなく、博物館法第 29 条で規
定するところの博物館相当施設に位置づける考えでおります。したがって、運営協議
会につきましては、条例ではなくて要綱での設置を検討しているところです。

○**斉藤信委員** 私はよろしくないと思います。博物館法上の相当の施設だということであ
れば博物館並みに位置づけをきちんとするべきではないかと思います。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 管理運営については運営協議会を要綱で設置するという答弁でありました。
そして、位置づけは博物館法上の博物館相当の施設にしたいということですが、博
物館相当であれば、法的に必置でなくても条例で設置することは当然ではないかと思いま
す。その意見を付して賛成します。

○**柳村一委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし
ました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**城内よしひこ委員** 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連についてお伺
いしたいと思います。間もなく東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催さ
れ、岩手県ゆかりの選手が 7 名出場し、競技を支えるスタッフも派遣されると思いますが、
その状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 競技スタッフの派遣につきましては、各競技を主管する
国際競技団体が、必要となる競技スタッフについて各国や全国にいる人材の中からリスト
アップしまして、それに基づいて大会組織委員会が直接御本人に依頼する形になっており
ます。県内の競技団体からは九つの競技種目におきまして、6 月 30 日現在でコーチ 1 名、
競技役員 11 名、審判 6 名の計 18 名が依頼を受け、競技スタッフとして参加する予定であ
ると伺っております。

○**城内よしひこ委員** そこで、今回参加する 18 人の方々のワクチン接種はどうなっている

のかお伺いしたいと思います。県警察本部にも問い合わせをしましたが、警察でも特定の方々は国の責任のもとにワクチン接種は済んでいるそうです。ただ、一般の街頭に立ったりする方々はそうではないということでした。競技スタッフについては一定の接触も考えられますので、安全に従事して、競技が終わって岩手県に帰ってきても、みんなに大変御苦労さまでしたと言われるような環境を整えるべきではないかと思います。ぜひそういったことを含めて、県として対応してはいかがかと思うのですがどうでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 大事な御指摘をいただいたと思っております。競技スタッフ等につきましては、大会組織委員会におきまして、一般接種とは別枠で審判を初め選手と頻繁に接触する競技スタッフなど、約1万8,000人を対象にワクチン接種が進められていると聞いております。本県関係では、例えば陸上競技の審判として参加される方の場合は、6月14日に大会組織委員会から優先接種に係る希望調査がありまして、その後、接種日の1回目が6月27日、2回目が7月18日と決定されまして、既に東京都内にて1回目の接種を終了していると伺っております。

選手のみならず、大会の競技スタッフとして参加するということは、城内よしひこ委員御指摘のとおり貴重な経験ですし、本人を初めとしまして御家族ですとか周囲の方々が、終了後も含めて安全、安心に活動できるようにワクチン接種を受けられるということは非常に重要なことと考えております。まずは大会組織委員会のワクチン接種が順調に進むように期待したいと思いますし、当部といたしましてもスポーツ関係者の安全、安心な活動に資するように、ワクチン接種に係るさまざまなニーズや状況ですとか、国の動き等につきまして、保健福祉部と文化スポーツ部で随時情報共有をさせていただきながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 オリンピック選手はもとよりスタッフにも少し光を当てて、皆さんでPRするのも大事だと思います。文化スポーツ部として、いずれトッププレーヤーから下支えをする方々になってもらう道筋を示すという意味でも大きな役割があると思うので、ぜひその辺は検討してください。

○斉藤信委員 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連の質問をしたいと思います。東京都での新型コロナウイルス感染症の感染者数が急速に拡大して、新規感染者で見るとレベル4に該当する、人口10万人当たり25人を超えて爆発的感染の状況とのことで、連日、前の週の感染者数を超えているということです。きのうの東京都の専門家会議の分析では、感染者数はオリンピックがなくても7月下旬には1,000人、オリンピックが開催されてデルタ株が広がった場合には2,000人に広がるという試算が出まして、厚生労働省のアドバイザリーボードの国立感染症研究所と京都大学のグループの試算もほぼ同じです。専門家からは、7月下旬で1,000人を超え、デルタ株が広がれば2,000人という、第3波を超えるような状況が既に指摘されていて、こういう状況の中で本来ならオリンピックという犠牲を拡大するような大会を開くべきでないと思います。あらゆる力を新型コロナウイルス感染症の終息にと日本共産党は一貫して提起しております。少なくとも無観

客という判断は直ちに行われるべきだと思います。

しかし、国内、岩手県内にもオリンピックの選手、関係者が続々と入国しております。ホストタウン等の県内での事前合宿の計画はどうなっているのか、そのことをまずお聞きいたします。

○高松特命参事兼連携調整課長 ホストタウン等の事前合宿の関係ですけれども、本日時点で県内6の市と町で事前合宿が実施または計画をされている状況です。具体的に申し上げますと、盛岡市ではカナダ、八幡平市ではルワンダ、岩手町ではアイルランド、紫波町ではカナダ、一戸町ではパラグアイ、奥州市はこの間も報道になりましたが、ポルトガルとスペインという状況になっております。奥州市は6月27日にポルトガルのカヌー選手、それからコーチの2名が既に現地入りしてありまして、合宿を開始しているという状況です。

○斉藤信委員 ウガンダの選手が国内に入ったときに陽性患者が出まして、一緒に選手はそのままホストタウンがある大阪府に移動し、地元の保健所がバスの運転手、誘導した職員を含めて濃厚接触者と判断し、その後、選手からも陽性患者が出たということです。きのうのニュースを見ますと、一緒に乗っていた飛行機の中の乗客にも陽性患者が出たということでした。水際の対策が全く機能しなかったということで、政府、組織委員会も含めて慌てて新たな対応策を取ろうとしています。岩手県の場合、既にポルトガルの選手は来ていますけれども、空港からの移動はどういう体制なのですか。

○高松特命参事兼連携調整課長 選手団等の空港からの移動ですけれども、国から示されている基準では、原則公共交通機関による移動は認められられておらず、自治体職員が直接空港に出向いて、一般客と動線を分離した入国ゲートから相手国の選手団等と合流しまして、自治体で手配した専用バス、あるいは新幹線の1両貸しで座席を少しスペースを空けて使用するなど、専用車両で地元まで移動する予定になっております。

○斉藤信委員 具体的に、例えばポルトガルの場合はどうだったのですか。そして、専用バス、専用車両ということでしたが、専用バスの場合に、例えば県内の観光バス会社を利用しているのですか。また専用車両を使う計画もあるのですか。

○高松特命参事兼連携調整課長 奥州市のポルトガルのケースですけれども、ポルトガルの場合は、地元の専用バスを用いて奥州市に入らせていただいております。専用車両については、今のところ一部予定があります。

○斉藤信委員 ホストタウンは新型コロナウイルス感染症がなければ本当にいいことなのだけれども、この新型コロナウイルス感染症拡大の中では、自治体に全ての責任を押しつけるシステムなのです。移動の安全から、選手、関係者の連日のPCR検査も義務づけられています。ワクチン接種は県の責任でやっているという話でしたが、体制はどのように取り組まれているのか、これから取り組むのかを示してください。

○高松特命参事兼連携調整課長 選手団等に係るPCR検査の関係ですけれども、斉藤信委員がおっしゃいましたように原則毎日検査する予定です。また、受け入れ側の関係者に

つきましても検査をすることとなっております、それは選手団等の接触度合いにより、毎日、あるいは4日から7日に1回という形での検査を行う予定となっております。

この検査につきましては、県で既に民間検査機関と契約いたしまして、一括して実施しておりますし、6月24日には既に選手が入っております奥州市でも検査が行われている状況です。

○**斉藤信委員** ホテルや移動のバスの感染対策ですが、ウガンダの選手に感染者が発生した際にはバスの運転手も濃厚接触者とされました。最近のバスは運転手の席と乗客をかなり厳密に分離するような方式になっているようですけれども、そうした感染対策は、ウガンダの選手に感染者が発生した事例の検証も含めて、どのような内容でやられているのですか。

○**高松特命参事兼連携調整課長** 国のホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引きというものがあまして、市町村が作成するマニュアルにおきましては、例えば車内、宿泊施設、それから食事会場内での換気の徹底であるとか、大人数が集まる場所、移動する車内でのアクリル板の設置、飛沫感染防止をしっかりとされておりまして、可能な限り共用使用物の使い回しはしないように接触感染回避というものが示されておりまして、それを市町村ではマニュアルに落とし込みまして、受け入れの場面ごとに感染対策方法を具現化するよう定められているところです。

受け入れ側関係者につきましても、選手団との接触度合いによって、4日から7日、あるいは毎日PCR検査を行うこととなっております。

○**斉藤信委員** 自治体にかなりの負担が伴うと思いますが、この財政的裏づけはどういうふうになっているのですか。

パブリックビューイングも首都圏は中止になりまして、東北3県も中止ということが最近明らかになりました。この中止になった経過を示してください。また、学校連携観戦という取り組みがあつて、私も新聞報道で知りましたが、首都圏だけかと思っていたら東北3県にもそういうものがあつて、570人の観戦チケットはキャンセルしたという報道がありました。この申請からキャンセルに至る経過を示してください。

○**高松特命参事兼連携調整課長** まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の問題ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策強化のために今回いろいろ増嵩している部分もあります。国では、需要額調査を基に必要な額は必ず措置すると言っておりまして、本県の場合を申し上げますと、事前合宿が中止になった部分もありまして、今年度当初予算に計上させていただいた額の範囲内で十分対応が可能と見込んでいるところです。

ライブサイトの経過について御質問がございました。東京都と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の共催で開催される予定であった被災地のライブサイトですけれども、本県で行う予定といたしましては、オリンピック期間中に盛岡城跡公園多目的広場で4日間、パラリンピック期間中には盛岡駅滝の広場で2日間行う予定となっております。6月22日ですが、東京都から被災地の地元の意向を確認したいと連絡がありまし

て、盛岡市にその意向を確認したところ、盛岡市からは6月24日に、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対して中止の要請をしていただきたいという申し出を受けております。これを受けまして、6月25日には県といたしまして中止の方向で判断いただきたい旨を東京都に対して伝達しており、6月29日に報道になりましたとおり、東京都がライブサイトの中止を公表しております。

○**佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長兼オリンピック・パラリンピック推進室長** 学校連携観戦ですけれども、これはオリンピック・パラリンピック競技観戦を通じまして、次世代を担う子供たちに一生の財産として心に残るような機会を提供することを目的としまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が東京都、岩手県、宮城県、福島県の被災3県のほかに、競技会場所在地の道県の児童生徒に実施するものです。

本県では、大会延期前の平成31年3月、大会組織委員会から観戦チケットの購入案内がありまして、市町村を通じて取りまとめたところ、先ほどお話ありました570枚の申し込みがあったところでした。

その後、大会が1年延期となりまして、令和3年1月に大会組織委員会からの依頼がありまして、購入希望に係る最終確認を行ったところ、申し込みがあった市町村から570枚全てをキャンセルする旨の報告があったところでした。

○**斉藤信委員** 学校観戦については、東京都の参加希望者は90万人規模のため、大問題になっています。学校の運動会が開かれないのになぜオリンピックは開かれるのか、そこになぜ子供が動員されるのかということ、中止をする自治体がふえているのが実態で、岩手県にも観戦チケットの購入案内があったというのは新聞報道で初めて知ったので経過を聞いたところでした。

最後に、文化芸術分野への新型コロナウイルス感染症の影響は具体的にどのように把握されているのでしょうか。

○**岡部文化振興課総括課長** ことし5月下旬から6月初旬にかけてまして、一般社団法人岩手県芸術文化協会の加盟団体を対象とした影響調査を行ったところ、その概要といたしましては、9割の団体が影響があると答えているところです。ただ、前回調査と比較したところ、大きく影響していると回答した団体については24ポイント減少しているところ、楽観視はできませんが、多少緩和され、活動をする道筋が少しずつできていていると感じているところです。

具体的な影響ですが、稽古、練習そのものが自粛ということ、団体会員等の活動意欲、自粛に伴う活動意欲の低下があるということ、公演、展覧会等の中止があるという影響を挙げております。文化芸術活動を継続、再開する上での課題としては主なものが三つありまして、文化芸術活動を取り巻く自粛ムードの改善が必要だということ、感染対策の徹底が必要だということ、団体会員等の活動の意欲の醸成を図っていかなければならないということが挙げられているところです。

○**斉藤信委員** 文化芸術団体への影響は引き続き深刻だと思います。いただいた資料を見る

と、大きく影響しているというのが 51%と 5割に大きく影響しているということです。特に盛岡市は、6月中旬ぐらいまでステージ3の状況が続きまして、夏の盛岡さんさ踊りのパレードも中止になりました。2年連続の中止です。文化芸能を継承する団体にとっては、2年間発表の場がなくなるのは大変な問題で、後継者を育成するという点でも、地域の飲食店等への波及効果なども含めて大変な状況だと思います。

そこで、昨年もさまざまな対策が取られたましたが、昨年の対策の実績、そして今年度はそれを踏まえて、文化芸術団体に対する支援策はどうなっているのか、縮小しているのか、拡充しているのか具体的にお示してください。

○岡部文化振興課総括課長 文化芸術活動団体への直接的な支援対策ですけれども、昨年度は県といたしまして、県内の文化芸術団体の活動継続、再開を支援するいわて文化芸術活動支援事業という補助事業を創設しました。二つ目が県民会館及び公会堂ホールの利用を促進し、文化芸術活動の再開、継続につながるいわて文化施設利用促進事業という補助事業を創設して実施したところです。

この二つの事業の昨年度の実績ですけれども、いわて文化芸術活動支援事業においてはダンス、吹奏楽、合唱などの団体で、23件の文化芸術活動を支援したところです。さらに、いわて文化施設利用促進事業では県民会館 79 件、公会堂 4 件、計 83 件の文化芸術活動の促進を図ったところです。

今年度におきましても、その助成措置が大変よかったという継続を望む意見が多くありましたので、今年度も引き続き実施していきたいと考えております。予算額的には、昨年度の補正ベースで考えているところで、それを予算措置させていただいたところです。

本県の文化芸術のイベントでもあります岩手芸術祭につきましては、昨年度、感染対策を取りながら開催しましたので、今年度におきましても、万全な感染対策を取った上で開催を進めていきたいと考えており、県民の文化芸術の発表、鑑賞の機会の提供、確保に努めていきたいと考えております。

○上原康樹委員 やや憂いの多いテーマばかりなのですが、一つ、何の憂いもないテーマがありまして、大谷翔平選手は一体今何本なのだというぐらいに、記憶が追いつかないぐらいにホームランを量産しているのです。そして、マウンドに上がればすばらしい投球をします。もうレジェンドになりつつあるわけです。こういう選手の原点が岩手県なのです。大谷翔平選手の活躍は岩手県の活躍でもあるわけです。マスコミの世界では、アメリカの記者が花巻東高校の佐々木監督のところに来て、どうして岩手県からこんな選手が次々と現れてくるのか、岩手県にはどんな野球風土、環境があるのだと、岩手県に非常に関心を示すそうです。大谷翔平選手の活躍を文化スポーツ部としてどう受けとめていращやるかを伺います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 上原康樹委員から、まさにうれしい分野での御発言をいただきました。大谷選手の活躍は皆さん御存知のとおりで、投手としては3勝、打者としてもリーグトップの 28 本目で、二刀流で想像を超える活躍をされており、私どものみなら

ず県民や国内外からも非常に大きな注目を集め、本県の誇りとうれしく思っているところ
です。

○上原康樹委員 すばらしいと眺めているだけではなくて、大谷翔平選手と二人三脚になるのは今なのです。これまで岩手県の世界遺産の話もありました。スポーツの分野で言えばホッケー文化があるし、さらにはスキージャンプもすばらしいし、世界に誇れるものはたくさんあるのです。この際、その大谷翔平選手のすばらしい活躍と同時に、それに乗っかるようにして、この岩手県のよさを日本全国のみならず世界に発信するチャンスと捉えて、催物ですとかアクションを起こしていいのではないかと思います。例えばプレーオフの後に、大谷翔平選手や菊池雄星選手、佐々木朗希選手などすばらしい選手がいますので、こうした選手たちによるシンポジウムなどを開催すれば、そこで初めて興味深い話も出てくると思うのです。さらに、花巻市周辺に大谷翔平スクールのような、少年たちの野球への思いを育てる施設が出てきてもいいのではないかと考えております。ぜひ文化スポーツ部にもこの動きについて、アクションも起こしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 ただいま上原康樹委員からお話しいただきましたとおり、本県の宝である大谷翔平選手やほかのアスリートの皆さんとの交流の機会を設けることは、県民に夢、希望、元気を与えるものとして、非常に意義のあることであると考えております。

大谷翔平選手につきましては、メジャーリーガーになって帰省する機会も非常に減っているようでして、今シーズンのさらなる大活躍によりまして、スーパースターになられておりますので、さらにスケジュールの獲得が難しくなると想像しておりますけれども、引き続き県民とともに応援をしながら、交流の実現に向けては、委員初め、貴重なつながりをお持ちである千葉秀幸委員もいらっしゃいますし、各方面の関係の皆様のお力をお借りしながら、チャンスを探ってまいりたいと思います。

○上原康樹委員 まだまだこれからの人ですから具体的な話は難しいとは思いますがけれども、例えば公共の施設に大谷翔平選手のバッティングフォームですとか、投球フォームを大きな画面で何度も見ることのできるような環境をつくるのも野球少年たちの育成の教科書になると思います。

このままのペースでいくと 50 本をはるかに超えていくことになり、まさに世界的な選手になるわけですが、その瞬間に向けて、岩手県がじっとしているのはもったいない。県庁の壁に大谷翔平選手のバッティングフォームやポーズを取っていただいた垂れ幕を設置し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーに向けてあと何日とあったところに、大谷翔平選手があと何本で記録達成とか表示したほうがいいのではないですか。県庁は大谷翔平選手を応援しているのだということで、普段は見向きもしない県庁に温かいまなざしが集まるかもしれません。

もし大谷翔平選手を呼ぶ予算が当面使うことのできない予算であるとするならば、その

ぐらいの垂れ幕はやってよいのではないかと思います。

○熊谷文化スポーツ部長 大谷翔平選手の、翔平の平の字は平泉が由来になってつけられたと、お父様からは直接聞いてはおりませんが、本などで見たことがあります。やはり岩手県ゆかりの一番有名な選手でありますので、何とか接触の機会を持って、先ほど提案があったことも含めて、何かしらアクションを起こしていきたいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。執行部職員入れかえのため、しばらくお待ち願います。

次に、教育委員会から、岩手県の中学生スポーツ・文化活動に係る提言について発言を求められておりますので、これを許します。

○清川保健体育課総括課長 岩手県の中学生スポーツ・文化活動に係る提言について御説明申し上げます。

初めに、提言がまとめられるまでの経緯ですが、本県における中学校の部活動において、生徒数の減少等により学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校の部活動のほか、学校外でスポーツや芸術・文化活動に取り組むなど活動が多様化しており、学校の部活動だけでは中学生のニーズに応えることが困難な状況にあることから、県と県教育委員会は本県中学生にとって有意義なスポーツと文化活動の今後のあり方について研究を進めることとしたものです。

令和元年度に県内の中学生、保護者、教員を対象にアンケートを実施し、それぞれの意向や現状を把握したところであり、令和2年度には中学生の活動にかかわる団体の代表など有識者で組織する研究会を設置し、令和元年度に実施したアンケート結果等を参考にしながら検討を重ね、令和3年3月に岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議からいわての中学生のスポーツ・文化活動のこれからとして提言を示していただいたものであります。

文教委員会資料1をごらん願います。提言の内容につきましては、こちらのA3判の資料1により御説明申し上げます。なお、資料2が今回示されました提言本文となります。それでは、資料1に沿って御説明いたします。

1段目に示されている提言の趣旨ですが、中学生にとっての部活動は多様な学びの場として教育的意義が大きく、本県ではこれまで地域の実情に合わせた形で行われ、人格形成に多大な影響を与えてきており、本県の高い部活動加入率につながっているものと捉えております。一方、生徒数の減少や中学生のスポーツ・文化活動の多様化により、学校にある部活動では中学生のニーズに応えることが難しくなってきた状況などを踏まえ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動のあり方の方向性を整理することを目的に検討を重ね、望ましい活動、環境の姿の実現に向けて、朱書きで示しておりますが、中学生の活動を支える市町村、市町村教育委員会、学校、県中学校体育連盟や県中学校文化連盟、関係団体

指導者などの各主体に求められる役割、取り組みを提言としてまとめたものです。次の青文字で示しておりますが、今後中学生の活動を支える各主体が提言に示された役割、取り組みを進めることによりまして、岩手県の中学生それぞれの興味、関心に応じた多様な活動を保障することが期待できるとされたものです。

3段目にお示ししております中学生のスポーツ・文化活動の望ましい活動・環境の姿といたしましては、まず生徒の活動の姿といたしまして、自主的、自発的に活動し、中学生みずからが活動の運営に参画するなど、目標に向かって充実した取り組みをしている。次に、活動を支える環境の姿といたしまして、学校、地域、関係団体による環境や体制の整備が進み、中学生の活動を支えている。そして、指導者の姿として、十分なコミュニケーションのもと、生涯を通じてスポーツや文化活動に親しむ基礎を培うことができる。この三つを望ましい姿としております。

この望ましい姿を実現するために、その下にあります各主体に求められる役割、取り組みについてですが、今年度から取り組む短期的な取り組みと、中長期的な取り組みに分けてお示ししております。まず今年度から取り組む短期的な重点内容といたしまして、市町村、市町村教育委員会では、学校の部活動の参加を強制しない方針を全ての市町村で進め、それを受けて各学校では自主的、自発的な活動を推進し、関係団体は大会等の基準の見直し、例えば合同チームによる参加についての基準等を見直すなど、柔軟な運用を進めていき、指導者は体罰等によらないコミュニケーションを重視した適切な指導を進めるものです。

次に、その下の継続して検討しながら中長期的に取り組む内容は、中学生の多様なニーズによる活動を実現するための環境を整備していくものですが、国が示しております学校の働き方改革を踏まえた部活動改革や、学校の部活動から地域の部活動への移行と連動した取り組みが各主体で行われるよう提言で示されたものです。

そして、左側にお示ししております県と県教育委員会の役割につきましては、学校の部活動が自主的、自発的に行われるように支援するとともに、推薦入試における基準やあり方の検討を進めていくこと。また、中学生の学校以外での活動のための競技団体や文化・芸術団体の体制を整備しながら、総合型地域スポーツクラブを活性化し、地域での中学生の受け入れ体制を整備していくこと。そして、全体的には、各主体と連携し、望ましい活動、環境の姿の実現に向けて取り組むこととされております。

以上のように、中学生の活動を支える各主体、県及び県教育委員会が共に本県中学生の健全な成長のためのパートナーという考えに立ち取り組みを進めることで、一番下にお示ししておりますが、これまでどおり学校の部活動に所属し活動する中学生、また民間のクラブ等に所属し活動する中学生、あるいは世界や全国のトップを目指す中学生といった岩手県の中学生の活動の選択肢が広がり、多様な活動が保障されていくとされたものです。

以上が提言の概要となりますが、今後につきましては、提言の趣旨及び内容を県民に周知し、理解を深めていただくとともに、各主体の取り組みを推進させ、国の動きとも連動

した各学校での取り組みを進めていきたいと考えております。説明は以上となります。

○柳村一委員長 ただいまの御報告に対して、何かありませんか。

○小西和子委員 まず、このように提言をまとめられたことに心から敬意を表したいと思えます。中学校の教員に部活動はほどほどにという話をすると、高校入試の推薦にかかわるから、希望する高校に入学させたいからと答えが返ってきておりました。現在はどうかわかりませんが、県、県教育委員会の役割ということで、公立高校入試における推薦入試のあり方についての検討とあります。現段階ではどのようになっているのかお伺いします。

○須川高校教育課長 公立高校入試における推薦入試等のあり方につきましては、今年度県立高校入試改善検討委員会を立ち上げまして、今年度と来年度で、推薦入試だけではなくて入試全体のあり方について協議する方向です。

○小西和子委員 これから検討するという事は、昨年の入試にかかわっては推薦入試があったということによろしいですか。

○須川高校教育課長 小西和子委員がおっしゃったとおりです。これは来年の高校入試について、すぐ変えるための検討委員会ではなくて、大体10年に1回ほど、大きく入試改善を検討しておりまして、その会議を今年度から立ち上げて、2年間で方向性を決めるというものです。

○小西和子委員 2年間で決めるということによろしいのですね。

○須川高校教育課長 2年間で決めるというか、県立高校入試改善検討委員会が2年間かけて来年の中ごろまでをめぐりに開催しまして、そこでの提言を受けて周知して実施と進んでいくものと考えています。

○小西和子委員 では、それまでは、これまでどおり推薦入試があり、中学校でも熱が入り過ぎる部活動が続けられることを想定してよろしいと受けとめました。そこで高校でも部活動についてさまざまな問題があったわけですが、行き過ぎた部活動指導の現状を聞いて子供の人権はどうなっているのだろうと思うわけです。この提言の中に、子供たちの人権にかかわるような、人権を守るような文言は盛り込まれているのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 人権そのものという用語は記載しておりませんが、生徒一人一人に寄り添った、コミュニケーションを重視した生徒本位の活動になるようにということが提言にうたわれております。

○小西和子委員 という事は、この文言で十分に子供たち、生徒たちの人権は守られると捉えてよろしいでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 指導者におきましては、体罰の根絶、暴力によらない指導を徹底する中で、生徒の人権を守りながら生徒一人一人にきちっと寄り添った指導を進めるように徹底してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 休日に教員がかかわらないような部活動に移行していくわけですが、勝利主義がもっと突出してくるのではないかと心配している方々が多くいらっしゃる

ます。これから指導者とさまざまな協議を進めていくということですが、どのようにしてブレーキをかけていくのかをお聞きしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 今回提出していただきました提言の中でも、指導者のあり方は大変重要視しております。一方、岩手県の部活動のあり方に関する方針の中でも、勝利至上主義によらない、勝ちにこだわることのない指導者のあり方を盛り込んでおります。まずは、研修会やさまざまな機会を捉えて、指導者のあるべき方針ですとか、提言に盛り込まれた指導者の姿勢、指導方法をさまざまな機会を捉えて徹底していくことが重要と考えております。

○城内よしひこ委員 中学校体育連盟の果たす役割はどういう位置づけになっているのですか。

○清川保健体育課総括課長 各主体のうち、中学校体育連盟等の団体が取り組むべき役割といたしまして、現在も進めておりますが、合同チーム等の編成による参加に当たって、その基準の見直し等を弾力的にするよう検討していただくことが予定されております。

○城内よしひこ委員 それは理解しますし、団体スポーツだとなかなかチームが組めないというのもそのとおりです。スポーツの多様化というのがあって、子供たちは早い段階からいろいろなスポーツをやっています。そうすると、複数の競技を掛け持ちをする子供たちが出てくるのです。その際に受ける中学校体育連盟側の規定ハードルがいろいろあって、この競技とこの競技が重複していれば出られないなどの規定があるらしいのです。そういったことも柔軟に変えていかないと、スポーツ人材を含めて、子供たちの可能性が伸びる条件になっていかないのではないかと思います。この提言は、まさに外野理論というか、外側で見守っている話であって、中心にある子供たちの視点が欠けているのではないかと思います。思うのですが、いかがでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 城内よしひこ委員御指摘のとおり、クリアすべき課題をさまざま抱えているのが現状です。特に大会の参加に当たっては、学校対抗という大きな縛りがありまして、今後中学生のニーズに合わせた活動を進めていくためには、そういったところの改革も大きな枠組みでは必要かと思えます。一方、地区大会等の参加に当たっては、城内よしひこ委員御指摘のとおり、小さいころから複数の競技にかかわってきた生徒にとって参加可能かどうかというあたりも検討していただくのは今後の材料の一つと考えております。前向きに捉えて対応していきたいと思えます。

○城内よしひこ委員 ぜひお願いしたいと思います。ここにいる皆さんの年代から見れば、スポーツの種目は多様化しています。スケートボードもありませんでしたが、今の子供たちは経験できて大変幸せだと思うし、活躍の可能性もつくっていかねばなりません。そういう視点をもう少しブラッシュアップしてやってほしいと思えます。そういう視点を持てば、地域スポーツであったり、いろいろな団体が受け皿になる可能性が出てくると思うのです。まだ検討段階だと思うのですが、今後のことを考えていく上で、指導者も含めていろいろな可能性にチャレンジしてほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○清川保健体育課総括課長 改革を進めていく上では、個人ごとに活動に対するニーズというのが出てくると思います。一つ一つ可能かどうか、前向きに検討していくことが大事かと思えます。現状では難しいケースもあるかもしれませんが、一人一人の活動を保障するという大前提がありますので、城内よしひこ委員御指摘の趣旨にも沿うような取り組みを中学校体育連盟等にも呼びかけてまいりたいと思います。

○城内よしひこ委員 ぜひそういった視点を外すことなく、子供たちにチャンスを与えてほしいと真剣に思いますし、今つくる仕組みが未来永劫にブラッシュアップできるような視点もどこかに残してほしいです。減ってきた子供たちの可能性をこれから我々がつくるルールで縛ってはいけないと思っていますので、その点もお願いします。

○千葉盛委員 まず、中学生のニーズに応えることが困難になってきたから、提言を出して進めていくということなのですけれども、それに学校の働き方改革が入ったことによって、また子供たちのニーズに応えることが困難になるのではないかと感じました。城内よしひこ委員もおっしゃっていましたが、まず複数のスポーツに打ち込む子供たちにはしっかりと対応していただきたいと思いますし、むしろ部活動に強制参加させないということで、部活動をやらない子たちもふえていく中で、スポーツのニーズをふやしていくのは大変なことだと思いますのでしっかりとやっていただきたいと思います。休日に教師が部活動に携わる必要がない環境とありますが、休日の定義は土日祝日のことを言っているのか、夏休み春休みも含むのか、休日の定義を知りたいです。

県と県教育委員会はこの提言、指針をまとめますが、受け皿がある地域はいいのでしょうけれども、受け皿がない地域は子供たちがスポーツに打ち込めない環境になっていくのではないかと思います。将来的に部活動がなくなって、民間のクラブ等だけになっていくという意味なのかも伺いたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 まず、休日の扱いにつきましては、土日の休みの部分を示しております。

受け皿につきましてはこれから構築していくこととなります。地域によっては、既に民間のクラブ等の受け皿があるところ、部活動がほとんどの生徒の活動の場になっているところとさまざまです。そういったあたりをどのようにつくっていくか、今年度、来年度と全国各地で実践研究をすることになっておりますので、そういったものも踏まえながら、どのように生徒の活動の場を保障していくかの検討を進めていくこととしております。民間のクラブに移行するかということですが、すっかり移行するのではなくて、学校での部活動も充実させていきながら、並行して進めていくこととしております。

○千葉盛委員 あまり具体的な中身が見えてこないのですけれども、今部活動以外に地域の受け皿があって、やりたいスポーツがあるところはいいと思うのですけれども、それが無い場合別の中学校に行って部活動をやっている子がいて、そこで休日に先生が対応できないときに、県も含めて対応して指導者をつくるまでやっていくと捉えてよろしいですか。

○清川保健体育課総括課長 千葉盛委員がおっしゃるとおりです。

○千葉盛委員 わかりました。部活動を学校だけで対応できず、民間にクラブ等をつくってやっていく際に、しっかりと県も携わって計画を進め、この受け皿をつくっていくという理解しております。

休日は土日だけということなので、平日、春休み、夏休み等も含めてしっかり対応していくと理解しましたので、よろしくお願いたします。

○高橋穩至委員 まず最初に、今回提言が出されました岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議における審議のまとめですけれども、今後この提言の中身はどういう組織で検討していくのでしょうか。この有識者会議はここで一旦終わるのか、あるいは継続して会議をしながらこの取り組みをさらに進めていくのか。組織を立ち上げてやるということを進めたと思うのですけれども、その流れを説明してください。

○清川保健体育課総括課長 まず、提言をお示ししていただきましたので、それを周知徹底することが大事かと思えます。その上で、各中学生の活動を支える主体、競技団体、市町村等がこの提言に向けた取り組みを進めていただくわけですが、全体的なコントロールといいますか、チェック機能が非常に大事だと考えておまして、それは県と県教育委員会が一緒になって、各団体と連携して進捗状況や先進県の取り組み等の情報共有をしながら、取り組みやすいような関係をつくっていくことが大事だと考えています。

○高橋穩至委員 この提言に基づいて各主体が取り組み、それを県と県教育委員会チェックしていくというお話でしたけれども、それぞれの主体間同士で調整しなければならない課題がたくさんあると思います。それを調整するのに、県と県教育委員会の行政がトップダウン的に調整していくのか、あるいはもう一回検討する組織をつくるのか、そこら辺はどうなのですか。

○清川保健体育課総括課長 ささまざまな課題に対して、あらかじめ検証の組織をつくって対応することは現段階で考えておりませんが、今後必要に応じて県全体で情報共有する場ですとか、高橋穩至委員御指摘の教員間同士での調整等に必要なケースが生じると考えられますので、必要な連絡や情報共有の場というものも今後検討する必要があると考えております。

○高橋穩至委員 まず最初に気になった点だけお伺いしたいのですが、本冊に短期的に令和3年度から取り組むことということで大会のことが記載されています。検討対象の一例ということで、17 ページの令和3年度から取り組むことという項目に、例で岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程が令和元年に改定という記載があります。これは令和3年度に変わったということなのですか、それとも令和元年度に決めたものが令和3年度からの取り組みになるのか、これはどういうことなのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 検討対象の一例としてお示ししておりますのは、現在の規定ということでお示したもので、この規定の運用、弾力的な扱いについて中学校体育連盟

では合同チームについて今後検討していくということでお示したものです。

○高橋穩至委員 ということだと、これを見直すということだと理解したのですが、例えばで言うと、人口の少ない小規模校にあっては、その年によって、ことしは足りたけれども、来年は1人しか来ない、でも再来年は足りそうだとか、すごく変動しているのです。自分の子供もそうだったのですけれども、サッカーをやっている、小学校のときは近隣の小学校が合同になって地域クラブとしてやってきて、それが中学校に行くと二つに分かれると、こちらは足りているけれども、あちらは足りないということが起こります。合同チームの規定により、合同チームを組む場合、とんでもない遠いところと組んだりという、指導の一貫性が取れないことにならないようしっかりと検討していただきたいと思っています。

あともう一つ、長期的に取り組む課題として大会のあり方についてです。学校対抗という制度があって、中学校体育連盟で今後どうなるのかは長期的な課題ということで終わっているのですが、長期的な課題ということで取り組んでいいものなのかが問題で、例えば中学校体育連盟の大会はもちろん土日に行われます。それが休日の大会は教員が入らないのを基本とするといった場合、中学校や中学校体育連盟の学校対抗の意義から根本的に見直さなければならないと思うのです。そこら辺の検討を進める予定や、積極的に提言していくというスタンスなのかをお伺いしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 今高橋穩至委員から御指摘があった点は、非常に大きなテーマになると思います。そういった大会の参加についての参加枠ですとか、参加するチーム、区域といったものにつきましても、この令和3年度、令和4年度の実践研究でもテーマの一つになるかと思っています。国では、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行ということで、休日の大会参加をどうするかが大きなテーマになっております。そういった課題もありますので、まずはこの2年間での実践研究、課題研究を経て、令和5年度からどのように導入されていくか見きわめてまいりたいと思います。

○高橋穩至委員 もっと突っ込んでいくと、そもそも中学校の学校単位という大会が必要かどうかということになると思うのですけれども、県教育委員会としてどうお考えでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 学校対抗そのものについては、高校も同様ですが、将来的に必要なかどうかは大きな議論とされるところで、既にいろいろ御意見をいただいているところです。現時点では中学校体育連盟、高校体育連盟は現行のまま、参加に当たって柔軟的な運用というところにとどまっている状況にあります。学校対抗という大きな縛りをどうするかは検討材料にあるものの、答えが見いだせないのが現状です。

○高橋穩至委員 学校対抗をしなければならないというのは文部科学省の決まりか何かあるのでしょうか、それとも県の取り組みなののでしょうか。大きい上の決まりがあって学校対抗をしなければならないものなのかどうか。組織があるからやらざるを得ない、組織のための大会なのかと思えてきますが、どうなのでしょう。

○清川保健体育課総括課長 部活動は、国の学校教育の一環として位置づけられているもので、大会が学校対抗であるべきものとは示されておりません。高校体育連盟、中学校体育連盟から参加基準として学校対抗を示されており、それに従って各県の大会も運営されているということです。

○高橋穩至委員 そこをしっかりと整理しないと進まないと思います。私はこのテーマにずっと取り組んできて、そこが一番の問題だと思っています。10年どころではなく、地域スポーツクラブ制度ができたときからこれを課題とと思っていましたので、そこにどう取り組んでいくかのビジョンをつくらなければ、生徒主体、子供主体のクラブのあり方にたどり着けないという気がしておりますので、ぜひ切り込んでいただきたいと思います。学校中心で検討して、学校から動きを出さないといけません。地域で一番困るのは指導者をどう確保するかです。スポーツ活動を担うほとんどの指導者が教員ですので、学校の活動としての教員というよりも、仕事だから来ているわけではなく、生きがいを持って子供たちを指導したいという熱意でやっている方がたくさんいます。この提言の中でも土日に休めるという体制をつくるのが一つの目標になっているけれども、土日に指導できる体制をどうするかというのも課題として挙げられています。兼職の部分が課題となると思いますが、学校の派遣でないと指導できないことになっているのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 教員が休日に地域の指導者として指導するケースは、兼職兼業の手続をして行うこととなりますが、現段階の決まりの中でもそれは可能ですので、手続を踏んだ上での指導は可能ということになります。

○柳村一委員長 高橋穩至委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。高橋穩至委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○高橋穩至委員 午前中に引き続き質問させていただきます。例えば、17ページ、18ページにある関係団体のところで、活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討ということで、取り組み事例がたくさん載っております。これは、クラブチームあるいはスポーツ少年団、地域型地域スポーツクラブ、各個人での教室とか、さまざまな取り組み事例がそれぞれの地域で行われていく中で、環境整備を検討するということです。それぞれの地域、市町村など単位ブロックがあると思うのですが、その中で環境整備する場合、取り組みはばらばらなのです。それぞれの地域で、子供たちがある程度選択肢を持って活動できる環境をどうやって、誰が調整するかというのがないのですが、短期的に取り組む課題になっているのです。これをどう進めていこうと思われているのかお伺いしたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 例えばスポーツの分野で申し上げますと、これまで地域で誰もが身近に、生涯にわたってスポーツに親しむ環境ということで取り組みを進めてま

いりました。具体的な活動場所としては、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体が所有するものなどですが、そこについてはこれまでも、まずは団体の基礎体力をつけていただくという視点から、いろいろな取り組みを進めてまいったところですが、プラスして部活動の移行、受け入れにもベースが移ってまいります。それに向けて、今年度改めて県内のスポーツクラブやスポーツ少年団など、受け皿となり得るような団体に対して、例えば会員数、指導者数、そして受け入れの意向ですとか、それに対する考え、課題は何かということ、実態調査したいと考えております。その上で、ことしから県教育委員会と始めるモデル事業によって、市町村教育委員会あるいは地元の民間のクラブ等とどのような形で連携していくべきかを総合的に考え合わせる方向で進めていきたいと考えております。

○高橋穩至委員 地域の持っている組織、リソースなどの資源の調査はしたのですか。これからですか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 これから実施します。

○高橋穩至委員 これから調査するというのですが、岩手県は広いので、それぞれの地域に偏りのないようにするためにも、これから先は提言になるのですが、各教育事務所管内、あるいは市町村単位でもいいですから、そういったものを検討する会議を1回か2回くらい持って、情報提供を県からして、それによって地域でこういった体制が取れるような形の調整会議というのが必要ではないかなと思いますし、それを進めるための施策を考えてほしいと思います。先ほど大谷翔平選手の話が出ましたが、私立高等学校を訪問した際の監督からの説明の中で、大リーグの方からも、岩手県はなぜこんなに優秀な選手が出るのだと話をされているとのことでした。監督は、急に岩手県の子供が優秀になったわけではなく、それを引き出す監督、コーチの意識が変わって技量が上がったという話をされました。スポーツでも文化でもそうですけれども、指導者のレベルを上げるのが一番の肝ではないかと思います。そのためにも、地域ごとに指導者、指導体制をどうするかというビジョンを、県教育委員会が主体となって、組織化して情報共有していくことが必要ではないかと思いますので、長期的課題と言ってしまっただけで投げってしまうと、なかなか進捗管理ができないと思うので、年に1回でもいいですから、今回集まった先生方に進捗管理のための情報共有の場を設けてもらってはどうかと思うのですけれども、そこら辺についてお伺いして終わります。

○清川保健体育課総括課長 今高橋穩至委員から御提言いただきました内容を踏まえまして、提言を受けてその内容をしっかり関係者が情報共有をして、同じ思いで進むというのが一番大事かと思います。そういったところからスタートしまして、取り組みを進めていただきながら、関係者の情報共有の場も設定するというのを検討しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えています。

○斉藤信委員 最初にこの提言の性格と県の方針とのかかわりをお聞きします。提言を受けて県が方針化するのが普通ですが、先ほどの説明を聞いていると、この答申が方針その

もので、あとは個別に具体化するというふうにはしか聞こえないのだけれども、有識者会議の提言の性格は、県教育委員会や文化スポーツ部がこれを受けて計画を立てるとか方針を決めるものではないのですか。

○清川保健体育課総括課長 平成30年度に国のガイドラインを受けて県の方針を策定いたしました。令和元年度に文化庁のガイドラインも盛り込んだ内容を含めまして、県の方針を改定いたしました。それに従って、部活動を関係者が一体となって進めているところです。ただ、課題として申し上げました学校の部活動では賄い切れない多様化ですとか、働き方改革などの新たな動きが出てまいりまして、今後の正しいあり方を関係者、有識者会議から御意見をいただいて、今回まとめていただいたものとなっています。

今後どうやって取り組むかを御提言いただきましたので、方針の改定ですとか、今後必要なものも盛り込みながら進めていくものです。方針は従来のまま進めておりますが、取り組みながら必要な改定していくということになります。

○斉藤信委員 そうすると、今回の提言を受けて個別の課題については具体化していくということですね。

○清川保健体育課総括課長 はい。

○斉藤信委員 では個別にお聞きしますけれども、4ページ目に中学校における自主的・自発的な参加により行われる部活動の推進ということで、資料が二つ出ています。令和元年度は任意加入とし、いずれの部にも所属しないことを認めているのは157校中4校でした。令和2年度は、いずれの部にも所属しないことを認めているというのは150校中60校です。ということは、言わば任意加入にしているのは60校ということですか。

○清川保健体育課総括課長 資料にあります令和2年度における中学校の部活動加入ということで、任意加入としているのはこの時点では60校というデータです。

○斉藤信委員 最新のデータはあるのですか。150校中60校だったら自主的、自発的活動にならないではないですか。令和2年度は、運動部、文化部等への所属はさせるというのが90校です。部活動の加入を強制してはならないと部活動の方針でも明記されているでしょう。しかし、実態は90校が強制をしているということです。直近のデータで違いはあるのですか。

○清川保健体育課総括課長 今年度の部活動の加入に関する調査は、保健体育関係行政調査の実施を11月ころをめぐりにしており今後調査しますので、令和3年度のデータはまだ把握しておりません。

○斉藤信委員 教師のパワーハラスメント、体罰事件、深刻な事件を通じて、部活動のあり方について学習指導要領でも自主的、自発的活動と位置づけられているのに、岩手県は強制加入としていました。その改善を求めてきましたが、まだ多数はそうなっているということですね。これを教育長はどういうふうに見ていますか。これだけ県教育委員会が徹底してきたのに任意にしているところのほうが少ないのです。何でこうなっているのか、その問題は何かのですか。

○佐藤教育長　ここで出された提言のデータにつきましては、斉藤信委員御指摘のとおりの数値になっております。それを受けまして、自主的、自発的な活動にということで方針を見直しておりまして、今それに沿って取り組みを進めているところです。

○斉藤信委員　答弁になっていないです。何でこんなにおくれているのかと聞いているのです。このデータだと多数が強制加入になっているのです。おかしいでしょう。自主的、自発的活動というのは部活動の根本問題だと思っています。例えば岩手県における部活動の在り方に関する方針の改定版でも、校長、各部の責任者は、毎年度部活動に係る活動方針を策定し公表する、言わば顧問が活動計画を策定し、生徒、保護者に情報提供するとなっています。ところが、提言の中では、活動計画を生徒自身がつくっていくとなっており、矛盾があると思います。顧問がつくるから顧問の部活動になってしまうのです。これは、岩手県における部活動の在り方に関する方針の改定版です。こんな表現はおかしいと思います。自主的、自発的活動であれば生徒と一緒に活動方針をつくるのではなくてはだめです。県教育委員会の弱点はそういうところに出ているのです。そうしてこそ、自主性、自発性、創意工夫が生まれるのだと思います。不來方高校の事件も、顧問の教員が自分の部活動のように扱ったからあのような残念な事件になったと思うのです。生徒、部員が主役になっていないのです。

県教育委員会は部活動の根本である自主的、自発的な参加の徹底に全力を挙げるべきだと思います。生徒が主体となった活動にすることは、言葉はきれいですが大変な課題です。でもそこに根本の問題があると思います。すばらしい指導者の体験として、あまり口を出さずに生徒に考えさせて、いろいろな課題に直面したときに生徒自身が打開し解決策も出していき、それで成長するということが紹介されます。言われたことをやっているだけでは、一定の力はつくけれども本当の意味の実力にならないと思います。

資料4ページの冒頭にある部活動のあり方の根本的問題を、もう2年も3年もたっているのに、まだ強制加入が多数を占めているという状況で放置していたら部活動の改善にはならないと思います。教育長の答弁は、どうやってこれを徹底しようかという熱意を感じさせないものでした。部活動の方針の具体的問題を指摘しましたが、活動方針を顧問教師が決めて、生徒、保護者に情報提供するのはおかしいのではないですか。

○清川保健体育課総括課長　部活動のあり方に関する県の方針の御指摘をいただいたところですが、まさに今回提言を受けて、さらに取り組むべきこと、あるいは改善すべきことが明らかになったと捉えております。斉藤信委員御指摘の部分につきましても、生徒みずからが部活動の計画段階から参画し、生徒本位の活動をという提言を受けましたので、今後改めて進めてまいりたいと考えています。部活動の任意加入につきましても同様で、これまでも各市町村と一体となって取り組んでまいりましたが、現実はなかなか改善されないところがありました。今回提言を受けて、改めて提言を周知しながら、各市町村、市町村教育委員会と理解を共有し、情報を共有し進めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員　この自主的、自発的な活動が部活動の根本であり、岩手県の場合は特にこ

の問題の正しい解決なしに部活動の改善はあり得ないと思います。そして、実態にもあるように、かなり現場に抵抗感や不理解があります。校長にも、部活動担当の教員にもあると思います。だからこれはなかなか根深い問題です。いろいろな事件も通じて、それを打開するのが一番の課題ではないかと指摘しておきます。

二つ目に、この提言では、中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保として休日の部活動を地域に移行するとしており、これは文部科学省の提言の目玉でもあります。今回の新しいテーマはこれだと思います。私は、部活動のあり方として休みなしの部活動はやめるべきだと思います。スポーツ医科学において成長過程の子供たちの状況からしても、中学生は特に休日を中心に週2日休むべきとされています。休日に休むべきだと提言して、休日は地域に活動を行くというのは矛盾があるのではないですか。部活動のあり方では、週2日休むのはいろいろな地域の活動も含めた定義なのです。ところが、今回の提言では休日は地域に部活動を行くしなさいとしたら、いつ休むのですか。これは、岩手県における部活動の在り方に関する方針にも反することになりませんか。その整合性はどうか。

○清川保健体育課総括課長 今齊藤信委員から御指摘のあった休日を地域の部活動に移行することによって、生徒がより負担に感じる、あるいは活動の過多が懸念されるところですが、生徒の活動トータルで休日の部活動も考え、平日と照らし合わせてトータルで生徒の適切な部活動を進めていくべきということで、細かい部分についてはさまざま課題がありますので、整理していかなければならないと考えております。

○齊藤信委員 細かい課題ではないです。中学生は週2日休ませなさいというのは、岩手県における部活動の在り方に関する方針で提起した中心問題なのです。教員のためだけではないです。子供たちの健全な成長、発達のために、国際オリンピック委員会のエリートジュニアアスリートに対する声明の中で科学的に提起をされていることなのです。それを受けて、岩手県における部活動の在り方に関する方針では、中学生は休日含めて2日休み、大会があったときには振替で休ませなさいとされています。個別の課題ではないです。岩手県における部活動の在り方に関する方針の最も重要な具体的課題だったのです。私はその整合性を聞いているのです。そう提起しながら、休日の部活動は地域に移行しなさいということは、休日や休養はどうか。

○清川保健体育課総括課長 岩手県における部活動の在り方に関する方針の中では、中学校の場合ですが、平日1日、土日どちらか1日は休日としており、本県でもしっかり守られている状況にあります。地域移行になった場合も休養日は守り、部活動でもこれを踏まえ関連させ、学校から離れて地域の指導者に預けるばかりでなく、活動の実態を学校も捉え、学校の部活動の状況や休みの状況も含めて地域の指導者が理解し、関係者が情報共有しながら適切な休養日、適切な活動量を踏まえた指導を行うべきと考えております。

○齊藤信委員 この休養日の問題は、あくまでも岩手県における部活動の在り方に関する方針が基本であり、休日に移行する場合でも週2日は休ませることを前提にした活動にし

なくてはならない。これはぜひ徹底していただきたい。日本的な根性論が土台にあるのです。大谷翔平選手が話題ですが、日本の選手は大リーグの選手と比べると練習し過ぎだと言われているのです。集中的にやり必要な休養はとることが特に成長期のジュニア世代には大事です。例えば小学校の子供たちの野球肘は放置すると中学校、高校で投げられなくなるので、地域で大学などが協力して、異常があれば休ませるという山形県の事例がテレビで紹介されていました。これまではそういった取り組みがなくて成長する芽をたくさん潰してきたと思うのです。そういう意味で、休養日を設けることは部活動の改善の大変重要な中身なので、ぜひそれを生かすようにやっていただきたいです。

このかわり、提言でも大会のあり方を見直すべきだという提案があります。陸上部の顧問にパワハラを受けて、県内有数の選手が陸上部を辞めざるを得なかったと相談を受けたときにびっくりしましたが、陸上部の大会が中学校1年生から毎月のようにあるのです。そうすると、目先の大会で記録を伸ばすことや勝つことが目標のクラブ活動になってしまう。これは子供を潰すやり方だと思うのです。中学校体育連盟だけではなく、日本陸上競技連盟の大会やその他の大会を思い切って整理して見直すべきです。中学生の時代は数カ月、半年ぐらいの成長の段階を見て筋力もつけさせる、科学的なトレーニングが必要だと思うのだけれども、大会があれば勝つか負けるかになってしまうのです。大会の見直しというのは中長期的課題になっていますが、この見直しなしに部活動がゆがめられる実態は改善されないのではないかと思います。いかがですか。

○清川保健体育課総括課長 今回の提言で示していただいた中身は、国の部活動改革と連動するというところで盛り込まれております。国の改革の中では、合理的で効率的な部活動の推進ということで、大会、コンクールのあり方の整理と明記されております。特に地方大会の開催の実態を把握し、大会のあり方を整理すること、大会が生徒の活動の成果の発表の場であることを考慮しつつも、生徒の大会の参加による負担が過度にならないように参加する大会を精選するとされておりますので、こういった国の動き、提言で盛り込まれた動きをしっかりと踏まえて改革するところは取り組んでいきたいと思っております。

○斉藤信委員 大会については、種目によってかなり違いがあると思っております。ただ、本当に毎月のように大会がある種目もあるのです。主催者が違うと言ってしまうまでもありますが、それを整理するのが県の役割なのではないかと思いますので、中長期的と棚上げしないで改善していただきたい。

地域への移行では地域総合スポーツクラブがあります。盛岡市の資料も見ましたが、盛岡市は人口規模が大きいのでいろいろなスポーツクラブがあります。年会費が一月大体3,000円から5,000円ぐらいなのです。だから、地域でこういうものに参加しようと思えばお金がかかるのです。ただ、盛岡市はそういう条件があるけれども、盛岡市以外ではそれほど簡単ではないと思うのです。盛岡市では経済的負担が問題だし、それ以外では受け皿がないのが問題ではないでしょうか。そういうことも含めて、地域への移行というのは、結論が先にならないで、今の部活動の改善を進めながら、子供たちの希望にどう応えるよ

うなものに改善するかが必要だと思います。時間がないので答弁を求めず終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会からの報告を終わります。

執行職員入れかえのため、しばらくお待ち願います。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費の1項教育総務費及び6項社会教育費の合計5億3,683万1,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の28ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、各種会議のオンライン化や学校への訪問指導等に必要なタブレット端末を教育事務所等に整備しようとするものであります。

次の4目教育指導費の県立学校ICT機器整備事業費は、新型コロナウイルス感染症等に対応した学びの保障を図るため、県立高等学校に生徒用のタブレット端末7,500台等を追加で整備しようとするものです。

次に、その下の県立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じたキャンセル料の支援を行おうとするものであります。

29ページをお開き願います。3項中学校費、1目教職員費、30ページになりますが、4項高等学校費、1目高等学校総務費、さらに31ページになりますが、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じた引率教員分のキャンセル料について、8節の旅費から21節の補償補填及び賠償金へ、同額になりますが節間補正を行おうとするものです。

32ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費の青少年の家管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各青少年の家の洗面所等の水道蛇口をハンドル式からレバー式に交換するとともに、県南青少年の家につきましては水道蛇口の交換に合わせて、単水栓から混合水栓に交換しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 ノートパソコン及び充電保管庫の取得について、このノートパソコンの納入期限が11月8日となっていますけれども、間に合うのでしょうか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今回補正予算で御提案申し上げますのは、パソコンの整備について御説明申し上げますと、昨年度の9月補正予算及び2月補正予算で、それぞれ四千数百台ずつ計上しております。今回それに加えて7,500台整備する分の予算について計上しようとするものです。先ほど城内よしひこ委員からお話があった11月というのは、昨年度の予算で措置していただいたものについて入札が終わりましたので、それについての財産取得ということですので。今回この7,500台につきましては、今年度末までに納入するというスケジュールを考えております。

○城内よしひこ委員 これで来年度からは、全体的には整うという解釈でよろしいですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 生徒数が約2万2,600人ほどおりますが、先ほど申し上げました昨年度の補正予算と今回の7,500台を合わせますと1万6,000台ほどになります。これは、先ほど申し上げた生徒数の約7割ということで、県教育委員会としては、残り3割につきましては、ことし1月に生徒を対象に行った調査で大体3割ぐらいは自分のパソコンあるいはタブレットを持っているということで、御自分でお持ちのものを使っただいて、残りの7割を県として整備して、あわせて1人1台端末の環境を整えようとするものです。

○城内よしひこ委員 これは、一度にそろわなかったのは財政的な問題があったからですか。補正予算でやっているわけですが、その辺はいかがでしょう。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 確かにただいま御説明したとおり、3回に分けて整備したのですが、高校の1人1台端末の環境整備に向けましては、県と保護者のどちらが負担するかといった費用負担のあり方や、その時々々の国庫補助の関係で、昨年度の2回目の補正のときには国庫補助制度が整備されましたのでその国庫補助制度の活用、あるいは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での対応ということや、他県の状況も考慮しながら総合的に判断し、その時々で補正予算を組んできたという経緯になります。

○斉藤信委員 県立学校へのノートパソコンの配備についてお聞きします。財源のあるうちに配備するのは全くそのとおりだと思いますが、市町村立小学校の1人1台端末整備は予算的には完了していると思うけれども、昨年度内に納品が完了していなかった実態は把握していますか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 小中学校の市町村分につきましては、昨年度はGIGAスクール構想に基づきまして国庫補助がありました。各市町村で調達を進めて、令和2年度内に整備が完了と聞いておりますが、パソコンの需要が全国的にも多いため、入札の不調とか業者による延期で、県内では7市町村で昨年度内に完了しなかったと伺っております。ただ、今年度に入りまして、市町村からは、2学期8月末ぐらいまでには大体

整備がなされると聞いております。

○**斉藤信委員** 納期が遅延したのが盛岡市、大船渡市、花巻市、八幡平市、野田村、入札不調が奥州市、一関市と聞いてびっくりしました。全国的に調達するとういうことになるのだと思います。それだけに、この調達については余裕を持って取り組まないと進まないのではないかと思います。あわせて、1人1台端末の整備が進みますが、授業その他で具体的にどう活用されているのでしょうか。

○**中川学校教育企画監** 小中学校での活用状況について御説明申し上げます。まだ配備が整っていない学校もありますけれども、配備が整ったところにつきましては、順次授業等で活用しているところではあります。具体的な例を申し上げますと、一つはロイロノートと呼ばれる授業支援ソフトで、生徒が入力した画面を全員で一つの画面で共有できるアプリケーションを使いながら、協働的、対話的な学びをやっている授業ですとか、オンラインドリルを活用しまして、生徒の定着度、理解度に応じた問題が自動的に出題されるものを使いながら個別学習をしている事例が幾つか報告されているところです。

○**斉藤信委員** パソコンが整備されても、例えば小中学校の場合は、現段階でも標準時数を超えて授業が行われており、教員は長時間労働となっています。こういう中で、情報教育は必要な課題ですが、教員に対する研修や準備、授業の調整をやらないと絶対うまくいかないのでは、物は先に整備したけれども情報教育をどう進めるかは全くこれからと、物が先にありきというのが実態だと思うので、そこは指摘だけにとどめておきます。

もう一つ、県立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費が2,046万円余ありました。昨年度の県立学校における修学旅行の実施状況、中止したところ、キャンセル料の実態はどうだったのですか。今年度の現段階での見込みがわかればそれを示してください。あわせて、小中学校も昨年度の実績、実施、中止、延期、キャンセル料の発生状況、ことしの状況などを示してください。

○**中川学校教育企画監** 県立学校からお答え申し上げます。昨年度の実績についてですが、県立の高等学校での中止が40件、附属中学校で1件、特別支援学校で4件で、計45件が中止になっております。また、高等学校につきましては、22件が令和3年度に延期、特別支援学校については8件が令和3年度に延期という形で、計30件が延期をしている状況です。そういった中で、令和2年度のキャンセル料の発生ですけれども、児童生徒分のキャンセル料につきましては1,330万3,000円となっております。

続きまして、今年度の修学旅行の実施見込みですけれども、現段階で中止を決定しているところは5月25日時点で高等学校で8件、特別支援学校で2件の計10件が中止を決定しているところです。それ以外につきましては、今のところ実施予定で検討を進めております。なお、5月25日時点で高等学校については1件、特別支援学校については3件の計4件が実施済みです。

○**三浦義務教育課長** 県内の小中学校の修学旅行の実施状況ですけれども、昨年度の状況については、令和2年11月25日時点の調査であります。小学校については302校中、

中止は4校、中学校については151校中、中止が44校であったと承知しております。

続きまして、今年度の小中学校の修学旅行の実施状況についてですが、本年6月18日時点の調査の結果ですけれども、小学校については、今年度修学旅行を計画している278校中、計画どおり実施済みが129校、行き先を変更して実施済みが16校、計画どおり実施予定が116校、延期または行き先を変更して実施予定が15校、未定が2校です。また、中学校については、150校中、計画どおり実施済みは9校、行き先を変更して実施済みが2校、計画どおり実施予定は117校、延期または行き先を変更して実施予定が21校、未定が1校という状況です。

○**斉藤信委員** キャンセル料の支援事業費を補正で組むことには賛成ですが、去年は新型コロナウイルス感染症の危険性が十分認識されない中で対応が大変だったと思いますが、ことしは2年目なので、去年の経験、教訓を踏まえて、修学旅行も重要な教育活動の一環なので、ぜひ実施されるように取り組んでいただきたい。

特に高校の場合は、去年大体の学校が関西地方を計画していたと思うので、70校中、中止が40校と半分以上が中止になってしまいました。修学旅行のあり方は、今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況のもとで、創意工夫が必要になっていると思うので、機械的にならないで、どうやったら今の状況のもとでも修学旅行が実施できるのか知恵も出して、キャンセル料が縮小されるようにやってほしいし、小学校は中止率1.3%で、ほとんど99%近く実施されたのは大変よかったと思います。中学校の場合には71%実施されていますから小中学校はかなり努力したと思いますが、小中学校、高校とも、重要な教育活動の一環なので、2年連続で中止にならないように工夫して、感染対策にも留意しながら、それもまた大事な教育であり体験ですので進めていただきたいと思います。中止率の高い高校についてはどう検討されているでしょうか。

○**中川学校教育企画監** 高校におきましては、特に今回中止を決めたところの多くが去年やる予定だったものを今年度に延期したもので、どうしても実施時期が4月から6月の間になってしまったので、場所についても時には東北に変更しましたが、全国的な感染拡大でやむなく中止を決定した部分があります。今年度もともと実施する予定の部分につきましては、年度後半ですし、感染症対策に関するさまざまな知見もたまってきておりますので、貴重な教育活動であるということは教員も十分理解をしているところですので、可能な限り実施できるように県教育委員会としても支援してまいりたいと思っております。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 議案第 16 号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 28 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付してあります資料もごらん願います。この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

資料の 2 の取得する目的ですが、県立高等学校における学習の用に供するためであり、3 の取得する財産は県立高等学校に整備するノートパソコン及び充電保管庫一式、数量の内訳といたしましてはノートパソコンが 4,320 台、充電保管庫 108 台、取得予定価格は 1 億 9,387 万 8,520 円です。

4 の契約方法等につきましては、一般競争入札により納入期限を令和 3 年 11 月 8 日として、株式会社 N T T ドコモから取得しようとするものであります。

5 の取得の方法は、買い入れです。

6 の取得する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の緊急時における家庭学習の支援など、学びの保障を図るため、県立高等学校生徒への貸出し用パソコン等を整備しようとするものです。

なお、資料 2 ページに取得する財産の仕様、次の 3 ページに入札結果説明書、次の 4 ページに入札経緯書を添付しておりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 入札経緯書を見ると、株式会社アイシーエスは辞退となっていますけれども、この理由がわかりますか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 辞退の理由については、特に正式に出ているものはありません。

○斉藤信委員 資料 2 ページ目のところで仕様を書いてありますが、これは今回の財産取得ではなくて、入札に当たっての仕様書ですか。どういう条件になっていたのですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今回の指定した仕様につきましては、文部科学省が定める標準仕様書を参考といたしまして、指定の仕様としては、臨時休業等に生徒へ端末を貸し出すことを想定していますことから、通信環境のない家庭でも使用できる L T E モデル、スマートフォンなどと同じようにモバイル通信ができるパソコンで指定しており

ます。

○**斉藤信委員** 詳しい仕様書を見ていないのですが、入札に当たっての仕様書ではNECの新型が対象になっています。それを調達するのに、とてもではないけれども、11月8日までは間に合わないという声があったと聞いています。先ほど市町村の場合でも納期に間に合わなかったとか、入札不調がありましたけれども、そういう状況の中でこの納入期日というのは、かなりきついのではないかと思います。結果的にはDynaBookですからシャープの子会社のものになりましたが、何か大手企業に有利な入札の仕様書というか、やり方になったのではないかという危惧もありますけれども、いかがですか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 入札にかける際の仕様、スペックとして、Wi-FiモデルではなくLTEモデルと定めておりますが、DynaBookという機種を指定しての入札はしておりませんので、その仕様を満たすものとして、結果的にこのDynaBookの機種が出てきたということです。

○**斉藤信委員** 入札経緯書を見ると、株式会社NTTドコモの額はかなり低額の入札になっていて、これでは結果的に競争しても勝負にならなかったと思われま。国の事業でこういう物品を購入するときは、意外と国のひもつきでくることが多いのです。だから大手企業は、文部科学省が予算をつけるときにもう準備をして対応するそうです。地元の企業が対応するには、時間も余裕もないという感じにならないようにするべきですが、そういうことも含めて、どうして11月8日納入期限と、わざわざ11月早々に設定する理由があるのですか。根拠がないのではないかと思います、いかがですか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 今回取得する財産につきましては、2月補正で予算を認めていただいたものについて、その後速やかに入札手続を行いまして、その時点で11月までには納品ができるであろうということで入札にかけたものです。

○**斉藤信委員** 市町村でも納入期限に間に合わなかったところが入札不調も含めて7市町村あったわけ。そのぐらい今厳しい状況だということです。ましてや、実際には年度内に納入されればあまり支障がないわけではないのですか。11月8日といったら実質10月中です。7月6日に議決されて、それから調達して納入というのは、県内の企業から見ると大変です。11月8日という納入期限は、もっと余裕を持たせても全然弊害はなかったのではないですか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 繰り返して恐縮ですが、この財産取得の案件につきましては2月補正予算でお認めをいただきまして、なるべく早く納入して早く児童生徒に届けたいということで5月に入札をしまして、既に仮契約を結んでいるところです。財産取得議案を御承認いただければ、その後本契約に移りまして、11月には納品という流れになるものです。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**斉藤信委員** 全国的にノートパソコンの整備が集中しているときに、特に今回の場合であれば納期は年度内であれば大きな弊害がないのに、11月8日というのは実質10月中です。実際に地元の業者には、入札に当たってこの納入期日では無理だと判断した事業者もいるのです。だから、余裕を持たせられるところは余裕を持たせてやるべきだと思います。この意見を付して賛成します。

○**柳村一委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**近藤特別支援教育課長** 議案第17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の29ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。議案の事件は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○様を相手とするものです。損害賠償の額は1万6,291円とし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものです。

損害賠償の原因は、令和2年7月28日、岩手県立一関清明支援学校職員が家庭訪問時に、児童が使用する補装具の部品を交換した際、取り扱いを誤って当該補装具を破損し、損害を与えたものです。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**柳村一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内よしこ委員** 家庭訪問時ということですが、取り扱いが難しい装具なのでしょうか。普通だと熟練した方々が装具の脱着をされると思うのですが、こういうことというのは往々にして起きる案件なのでしょうか。

○**近藤特別支援教育課長** その補装具といえますのは、人工内耳の耳にかけるタイプの器械です。水泳学習のときには、それに水が入らないようにするためのカバーをつけるのですが、その際に中に電極が入っていると接続するコードを1回引き抜かなければなりません。そのときの力加減を誤って、内部の部品が露出してしまったという内容です。ですので、補装具といいますが、足につけるとかそういうものではなくて、かなり精密

な機械を扱わなければならなかったものです。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 45 号計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 まず、請願項目の一つ目になります。中学校、高等学校での 35 人学級の実施等についてですが、中学校について、国ではことし 6 月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針 2021 の中で、小学校での 35 人学級等の教育効果を実証的に分析、検証した上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制のあり方を検討するとしているところです。

本県におきましては、現在小学校第 1、第 2 学年を除く小中学校全ての学年で加配定数を活用し 35 人学級を実施しておりますが、新しい生活様式も踏まえた学習、生活環境の整備を図るためには基礎定数化が必要であり、中学校における少人数学級の拡大を含む教職員体制の一層の充実を国に要望するとともに、よりきめ細かな指導体制の構築に向けた国の動向を注視していくこととしております。

また、高等学校につきましては、現行の算定方式では 1 学級の収容定員を少なくすると教職員の定数も減少してしまうことから、本県といたしましては、まずは地理的条件を抱えた地域の小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるよう、国に要望しているところです。

次に、二つ目の教職員定数の改善と加配定数についてであります。国においては、平成 18 年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られているところです。しかしながら、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現、教員の働き方改革の推進など、さまざまな教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による複数年先を見込んだ計画的な定数の改善が不可欠であると考えており、先ほど述べた国の要望の中で新たな教員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう継

続して要望しているところです。あわせて、各種加配定数につきましても十分な措置を講ずるよう要望しているところです。

三つ目の義務教育費国庫負担割合の引き上げについてであります。平成17年、政府与党合意において義務教育制度の根幹である機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することとされており、その後、平成18年4月の義務教育費国庫負担法の改正により、国の負担率が2分の1から3分の1に変更されております。その際、減額分につきましては国から地方に税源移譲されています。この国庫負担割合につきましては、現在のところ国において特に議論がなされている状況にはないものと承知しております。本県としては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できるよう、国の責任においてその財源がしっかりと措置されるべきと考えております。

○柳村一委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋穩至委員 昨年に引き続き同じ内容ですが、昨年も申し上げましたが、私はこの請願の趣旨の一部に反対です。教員の定数の充実を求めることは当然賛成です。何の異論もありません。岩手県の場合、十分措置されていて教員定数の状況は賄っていると思うのですが、定数改善で無理に35人にすると、岩手県ではないほかのところでふえて、逆に岩手県は減るのではないかと危惧されるわけですが、そういったことはないのかというのが1点です。

反対する理由は国庫負担率の国による引き上げなのですが、昨年もしっかりと財源は来ているかという質問をしまして、来ているということで答弁をいただいたのですが、もう一度そこを確認したいと思います。

○金野小中学校人事課長 まず、本県におきましては、35人への引き下げにともないまして、これまでの加配定数から、学級数に応じて算定される基礎定数に変更されて配置されるということです。

あとは、この基礎定数化につきましては、本県では基礎定数として配置されることにより確実な教員の任用、配置が可能となりますことから、教育の質の向上につながるものと期待しているところです。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 義務教育費国庫負担金に係る費用負担につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更になりましたが、減額分につきましては税源移譲されておりまして、これまで義務標準法に基づき算定した教職員給与につきましては全額予算措置されていると認識しております。

○高橋穩至委員 教職員の確実な拡充を求めることについては異論ありません。ただ、問題なのは、負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況が義務教育に影響する可能性が高まったという趣旨で出ております。財源不足によって、国は措置しているのだけでも、地方自治体の状況によって措置された予算が義務教育に使われないのではないかと危惧かと思えます。きちんと財源措置されているのであれば、分権改革、地方自治の分野において地方が独自性を発揮するために、地方から

要求して国が下げたのですよね。それを元に戻せという主張です。そういう状況が起これば、市町村で当局が提案したときに議会がチェックして、だめだという議会の役割でもあるわけですが、これを下げなさい、地方ではできないから国にお願いしますという意味合いがあるわけです。果たしてこれはいいのでしょうか。私はここが非常に引っかかるわけです。財源措置をしっかりとしろという要望は当然ですが、これを国の責任においてというと、地方の責任はどうなるのだと思います。地方議会をしっかりと守る我々の立場から、この請願を認めることは問題があると引っかかっておりまして、そういった意味でこの請願陳情に関しては反対であります。

○齊藤信委員 請願について八重樫参事から説明がありましたけれども、普通請願については説明資料というのが出るので。請願の背景とか、現状とか、ぜひそういうのは今後きちんと出していただきたい。

請願項目の第1で説明があったように、経済財政運営と改革の基本方針2021で中学校への導入も検討する大変前向きな方向が示されたことは大変重要だと思います。ですから、小学校に続いて中学校は義務教育ですから、中学校まで早期に35人学級を実施させることは大変切実な教育条件の抜本的改善の中心的課題だと思います。

35人学級にすると高校の教員数が減らされるというのは、35人学級にしたら、それにふさわしい財源措置をセットで講じればいいだけの話です。35人学級にすると高校の場合は人件費が減らされるということではなくて、それにふさわしい人件費の措置をセットで考えているので、そういうことを求めているのではないのです。県教育委員会はいろいろなところでそれを説明しているので、そこはよく理解をしていただきたいです。高校も、専門高校では実質35人学級、30人学級、20人学級というところも学科によってはあるので、東北地方の他県でも専門高校では30人学級とか実施しているところがありますから、これは小学校、中学校の実現を優先させながら高校もというのは当然の要求だと思います。

2番目については、教職員定数の改善というのは自由民主党も反対しないでしょうから、これはいいと思います。

3番目の義務教育費国庫負担について、国の負担割合を2分の1から3分の1に変更し、あとの部分は税源移譲されたということです。税源移譲というのは交付税措置ということですので、算定上はちゃんとしたというだけの話で、総額が減らされたら本当に交付されたかどうかわからないのが行政の実態です。義務教育費というのはほとんどが人件費ですから、結局税源移譲してメリットは基本的にはないのです。必要なものは国が責任を持って保障する制度に戻すのは、当然なのではないかと思います。行政の方々はみんなそのように感じています。税源移譲されているか、されていないかとなれば、算定上されているのです。でも、教育費として交付されていないので、全体の中でどうするかなので、人件費は基本的に国が責任を持つべきものだ指摘しておきたいと思います。

少人数学級と教職員定数の改善、人件費の確保は大変切実な課題ですので、ぜひいつもどおり採択されるよう強くお願いします。

- 柳村一委員長 ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 柳村一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。
本請願の取り扱いはいかがいたしますか。
〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕
- 柳村一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決を行います。
本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 柳村一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。
なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 柳村一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。
それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。
〔意見書案配付〕
- 柳村一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 柳村一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。
お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 柳村一委員長 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に一任願います。
以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。
この際、何かありませんか。
- 小西和子委員 まず一つ目、岩手県教職員働き方改革プランについて伺います。昨年度の教員1人当たりの超過勤務時間は県立学校では目標に届いていません。今後の業務削減について伺います。
- 八重樫参事兼教職員課総括課長 昨年度までの岩手県教職員働き方改革プランについてです。平成30年6月に策定いたしました前の岩手県教職員働き方改革プランの目標である、県立学校における長時間勤務者の割合の削減に係る令和2年度実績ですが、まず時間外在校等時間が月80時間以上の教員の割合につきましては、目標を3%としておりましたが、実績は2.9%となりまして、目標を達成しております。同じく月100時間以上の教員の割合

についてゼロとする目標を定めましたが、実績が0.2%になっておりまして、目標の達成には至りませんでした。それに近い水準で長時間勤務者の割合が減少したところです。

これを受けまして、今年度からは前のプランにおける取り組みを踏まえまして、令和3年度から令和5年度までを取り組み期間として策定いたしました岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）に基づきまして、学校において行事等の見直しや会議の効率化に取り組むとともに、県教育委員会といたしましても各種調査内容の改善や初任者研修の日数縮減などの取り組みを進めるなど、引き続き学校における働き方改革の実現に向けて業務の効率化を推進していく考えです。

○小西和子委員 令和3年6月8日に発出された時間外在校等時間の報告書を見ましたが、県立学校全体でいうと30.2時間で、それを十二月で掛けますと、目標の360時間を上回るということから質問をさせていただいたところです。

タイムカードによる客観的な勤務時間把握がなされておりますが、教職員が自分の超過勤務時間が今どのくらいになっているのか、すぐ把握できるようなシステムになっていないということです。一部の管理職だけが把握しているのでは、教職員の自覚的な勤務時間管理にはならないと思います。超過勤務時間をブラックボックス的にしないことが重要で、現行システムが自分で日々の勤務時間を確認できないようであれば、システムの改修を考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 タイムカードのシステムについてです。県立学校におきましては平成30年8月よりタイムカードを導入いたしまして、教職員本人の操作に基づき在校等時間の把握を行っているところです。タイムカードの記録に基づきまして、管理職と教職員とが個々の勤務実態を共有することが教職員間の業務の平準化ですとか、業務のスクラップ・アンド・ビルド等の時間外在校等時間の削減に向けた取り組みにつながるということから、各学校の管理職に対しましては引き続き教職員の客観的な在校等時間を把握し、必要に応じて面談を行うなどして、学校における働き方改革の実現に向けて適切なマネジメントを推進していくよう促していくこととしております。

○小西和子委員 ということは、教職員が自分で幾ら超過勤務しているかがちゃんとわかるようなシステムだということをお願いわけですね。そうものになっていなかったら、変えていってください。

時間がありませんので続けます。部活動についてですけれども、夏休みに入るわけですが、練習試合とか強化合宿、遠征試合などさまざまな予定が組まれておりますけれども、週休日でない場合は通常どおりの把握でよろしいでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 週休日でない場合は、タイムカードで通常どおりの管理ということになります。

○小西和子委員 わかりました。

続きまして、教職員の採用試験の志願者をふやすための取り組みについてお伺いしたいと思います。前回、城内よしひこ委員も質問しておりますけれども、教職員の働き方がど

のようなものかということで、だんだん志願者が減ってきているということです。産休、育休代替が配置されないため妊娠しづらい雰囲気になっているという職場の声があります。産休中に引き継ぎが必要というケースも出てきております。直近の欠員の状況を伺います。

○**金野小中学校人事課長** 直近の欠員の状況についてです。まず、小中学校及び義務教育学校におきましては、6月1日時点で定数内の未配置はありません。また、産休、育休代替に係る未配置はありませんが、病気休職代替につきましては小学校において1名の未配置となっております。

次に、県立学校におきましては、6月1日時点で定数内の未配置はありません。高等学校におきましては、産休、育休代替に係る未配置はありませんが、病気休職代替については1名の未配置ということになっております。また、特別支援学校におきましては、産休代替に係る未配置はございませんが、育休代替、そして病気休職代替につきましては未配置がそれぞれ1名いる状況です。

○**小西和子委員** 現場の声と大分違いますね。それでは、令和2年度の病気休業者数をお伺いします。以前、精神疾患のことを話題にしましたら、心の弱い教員ではなくて強い教員を採用すべきだというような声がありましたけれども、そうではなくて、長時間労働によってメンタルが弱くなるのです。そういうことを皆さんに訴えていきたいと思えます。令和2年度の病気休業者数を校種別にお伺いします。そのうち精神疾患による病気休業者数と割合もお伺いいたします。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 令和2年度における学校の教職員のうち引き続き14日以上病気休暇を取得した者の人数について、校種別にですが、小学校97人、このうち精神疾患が55人で56.7%、中学校が63人で、このうち精神疾患が36人で57.1%、高等学校が61人で、このうち精神疾患が20人となりまして32.8%、特別支援学校が46人、このうち精神疾患が22人で47.8%、全体では267人、このうち精神疾患は133人で49.8%となっております。

○**小西和子委員** かなり高い割合だと思います。小学校56%、中学校57%というのは、本当にゆゆしきことだと思っていますし、これは14日以上病気休暇を取得した人数です。14日までいかない、13日以内の方々も大勢いらっしゃいます。いつ倒れてもおかしくないような人たちが大勢いるわけです。過労死ライン、80時間以上の超過勤務をしている職員が、中学校が6割で小学校が4割と国際的な調査でも言われている中で、そのような働き方を見たら教員になりたくないと思うわけです。どんどん教職員の採用試験志願者が減っていますけれども、今年度の試験の志願者について校種別に伺います。あわせて、志願者増になるような具体策の検討を行っているのか伺います。

○**木村県立学校人事課長** 今年度実施の教員採用試験の志願者についてであります。小学校が322人、中学校が292人、高等学校が313人、特別支援学校が85人、養護教諭が70人で、全体では1,082人で、昨年度と比べ65人の減少となっております。なお、これは特別選考の志願者を含んでおります。

志願者増となるような取り組みとしましては、県教育委員会ではこれまで本県出身者など他県で勤務している教員を対象とする特別選考の実施、県内の公立学校で講師経験のある者に対する一部試験科目の免除措置、一定の資格や教員免許状を所有する者に対する加点措置、受験年齢の制限を 49 歳から 59 歳に引き上げるなどの対応を行ってきたところで

す。

また、県内外の大学訪問や教員採用試験ガイダンスを実施するなどして、本県が求める教師像や教員の魅力を具体的に説明する機会を設けており、今後は I C T を活用したオンライン形式による説明会を一層充実させるなど、有為な人材の確保に向けた取り組みに努めてまいります。

○小西和子委員 65 人減ということで、多分小学校の倍率はまたさらに下がったであろうということが見てとれます。私の知っている講師が、岩手県ではなかなか採用にならないからと北海道に行きました。3 年たったら帰ってきますと言ったのですけれども、やっぱり帰ってきません。一回外に出るとなかなか帰ってこないのです。熱意のある、子供たちを本当によく育てる教員でしたので、そういう有為な教員がどんどん外に出ていっているということをもう一度認識をしていただきたいと思います。さまざま取り組みをしていることはわかりますけれども、他県はもっと配慮した取り組みをしているわけですので、先進県に学んでいただきたいと思います。

最後に、学校におけるハラスメント防止の取り組みについてお伺いします。残念なことでありますけれども、セクハラやわいせつ行為での処分が後を絶ちません。県教育委員会では、再発防止へ通知内容を徹底するとともに、生徒や保護者にも周知を図ると発表しております。どのようにして再発防止を図るのか、どのようにして児童生徒や保護者に周知を図るのか、相談窓口の周知は十分なのか伺います。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 まず、ハラスメントは被害を受けた児童生徒等の人権を侵害する重大な非違行為でありまして、決してあってはならないものというふうに考えております。県教育委員会におきましては、学校を含めた各所属におきまして毎月コンプライアンス確立の日の取り組みや、年 2 回の職場研修などの機会を通じまして、繰り返し教職員の意識啓発を図っているところですし、平成 28 年度からはハラスメント行為を含む懲戒処分を受けた職員に対しまして、一定の期間、所属長のもとの事後研修を実施するなど、再発防止に取り組んでいるところです。

なお、先般もハラスメントに関する事案がありまして、その事案は SNS による私的なやり取りからハラスメントにつながりましたことから、再発防止に向けましては、各学校長に私的なメール等のやり取りが禁止されていることを教職員に改めて徹底するとともに、職員及び保護者に対しましても周知するよう依頼したところでして、学校によっては職員へのアンケートという形で周知や現状の把握に努めている状況です。

次に、相談窓口につきましては、24 時間子供 SOS ダイアルを設置しておりまして、ハラスメント行為を含む子供に関するさまざまな相談に対応しているところです。その周知

といたしましては、相談窓口紹介カード等を作成いたしまして、学校を通じて児童生徒及び保護者へ配付するとともに、校内でのポスター掲示などにより周知に努めているところです。

○**小西和子委員** 十分な周知をお願いしたいと思います。職場でコンプライアンス研修をしていると思いますが、奥州市と遠野市には子供の権利条例がありますので、奥州市では研修で子供の権利条例を基にして話をしたそうです。パンフレットも作っています。やはり子供の権利条約に基づいた条例は非常に大事だと思った次第です。

児童生徒が性の被害者、加害者、傍観者にならないような包括的な性教育も含めた人権教育を充実させるべきです。そのためにも、子供の権利を学ぶコンプライアンス研修を校長会議とか教育長会議等で提起すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 児童生徒が性被害等の当事者になることを未然に防止するためには、児童生徒への教育機会を充実するとともに、教職員の意識啓発を図ることが重要と考えております。県教育委員会におきましては、職場研修で活用されております岩手県教職員コンプライアンスマニュアルにおいて、教職員の行動指針の一つとして人権の尊重を掲げておりまして、その中で人権が侵害されやすい主体として子供を明記しております。その人格を尊重するとともに、差別的な言動を行わないことと定めております。引き続き、各職場におけるコンプライアンスの取り組みを通じまして、教職員に対し、子供の人権尊重の観点からハラスメント行為は決して許さないことを徹底していくこととしております。

○**小西和子委員** 子供が主役にならなければならないのです。教職員が主役ではなく、法令ではなくて、今子供の人権が非常に粗末に扱われている事案がありますので、そのあたりをもう一度考えていただきたいです。

県教育委員会は、令和2年6月1日にハラスメントの防止等に関する基本指針を策定しました。しかし、服務監督者である市町村の状況はどうなっているのでしょうか。県教育委員会が策定したハラスメントの防止等に関する基本指針の市町村の策定状況について伺います。策定していない市町村に対しては早急に指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 男女雇用機会均等法等の関係法令におきましては、事業主に対してハラスメントに関する方針の明確化と、その周知、啓発が求められておりまして、県教育委員会ではこれに対応するものとして、セクシュアルハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、妊娠、出産に関するハラスメント、パワーハラスメントのそれぞれにつきまして、防止等に関する基本方針を定めているところです。

市町村教育委員会につきましては、首長部局が定める方針の対象となっているところも含めまして、先月末現在で13市町村が基本方針を策定済みと承知しております。法令で求められている方針の明確化の手段につきましては、必ずしも基本方針の策定に限らないとされているところですが、ハラスメントの防止に向けた取り組みとして、基本方針の策定

と公表は有効と考えておりますので、引き続き会議の場を通じまして市町村教育委員会に対し、早期の策定を働きかけていきたいと考えております。

○**小西和子委員** 教育長にお聞きしたいと思います。先ほど奥州市のことを例に出して話をしましたが、やっぱり根拠法になるものがあるかないかで違いですので、岩手子供権利条例とか、岩手子供権利宣言なるものを早急に策定していただきたいです。代わりに保健福祉部がつくったものがあるとのことですが、それが教育に果たしてどのぐらいプラスになっているのでしょうか。私は全くプラスになっているとは思っておりません。教育長、よろしくをお願いします。

○**佐藤教育長** 児童生徒が性の被害者であったり、加害者にならないように児童生徒の人権、子供の人権を守っていくことは学校現場でもしっかり教職員にも周知し、かつ子供たちにもしっかり理解してもらうことが当然大事であります。それを進めていく上でも、さまざま保健福祉部と連携を図りながら、その取り組みの進め方を調整していかなければならないことは当然です。これに関しましては、これまで何度も御答弁申し上げてまいりましたけれども、まずは子供たちの人権尊重をいかに実質的に守っていくかを取り組みながら、今後保健福祉部とその進め方について引き続き調整、検討を進めていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 2点お伺いします。小学校、中学校、県立学校のトイレの洋式化の状況についてお伺いします。

○**新田学校施設課長** 学校施設におけるトイレの洋式化の状況についてであります。市町村立小中学校につきましては文部科学省の調査によりますと、令和2年9月1日現在の洋式化率は54.9%となっております。また、県立学校につきましては、教育企画室の調査によるものですが、令和3年5月1日現在の洋式化率は高等学校が40.7%、特別支援学校が62.1%、中学校が54.5%となっております。

○**城内よしひこ委員** 今後この数字は上げていく予定があるのでしょうか。計画的にやらなければならないでしょうし、今の子供たちは和式のトイレは使いづらいという話もあります。あわせて今回文化施設は新型コロナウイルス感染症対策関連で水洗化も図っているということですが、そういったことも踏まえて、今後どのような形で進めていくのかお伺いしたいと思います。

○**新田学校施設課長** 県教育委員会では、これまで児童生徒の生活様式の変化や避難所としても活用される学校施設の多様な利用者への配慮などの観点から、トイレ基数の過半数を洋式化することを原則としながら、校舎の改築や大規模改修等に合わせて順次整備を進めてまいりました。これによりまして、県立学校におけるトイレの洋式化率は、特別支援学校と中学校は過半数を超えているものの、高等学校はまだ過半数に達していないことから、現在学校施設の耐震化やエアコンの整備と同様に重点推進項目と位置づけまして、改修に取り組んでいるところであります。

トイレの洋式化率は、改築時期の違いなどによりまして学校によって異なっていること

から、学校の実情や要望等を踏まえ、個々の学校単位での過半数を目指し早期に対応していきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** ぜひ頑張ってください。次はエアコンの設置状況であります。稼働状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○**新田学校施設課長** 学校施設におけるエアコンの設置及び稼働状況についてです。市町村立小中学校につきましては、県内 33 市町村のうち 30 市町村が令和 2 年度までにエアコンを設置し稼働しております。残る 3 市町村につきましても、今年度中に設置を完了し、稼働予定であると聞いております。

県立学校につきましては、全ての特別支援学校と中学校が令和元年度までに設置し、稼働しております。県立高校につきましては、県南地区 14 校と大規模校 13 校の合わせて 27 校で現在設置工事中であり、7 月中旬以降、順次設置が完了し、稼働予定であります。また、エアコンを設置済み及び設置工事中である学校を除く 34 校につきましては、現在設計を行っているところであり、当初の計画どおり今年度中には設置工事を完了し、稼働できる見込みであります。

○**城内よしひこ委員** 工事関係者のこともあるでしょうけれども、ぜひ調整をしつつ、全部設置するようにお願いをしたいと思います。

また、職員室への設置はどのようになっているのでしょうか。職員室と特別教室はどのように進めるつもりなのかもお伺いします。

○**新田学校施設課長** エアコンの設置場所についてです。普通教室等に設置することで予算措置をいただいているところですが、設置場所につきましては学校の要望等を踏まえまして、普通教室のほかに職員室、事務室、校長室及び猛暑日での普通教室で代替困難な特別教室で整備する予定であります。

○**城内よしひこ委員** 今進めている事業と同時並行なのか、それとも来年度以降になるのかをお知らせください。

○**新田学校施設課長** 新型コロナウイルス感染症と熱中症対策の対応のためのもので、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をトータルで 32 億円予算措置いただいたところですので、今回の工事に合わせて、先ほどお話ししました場所にも同時に設置する予定です。

○**柳村一委員長** おおむね再開後 2 時間が経過いたしましたので、この際 15 時 10 分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**千葉盛委員** 先ほど県立高校のエアコン設置の話が出ましたが、昨年度に予算がついたところは、既に稼働できる状況になっているのであればよかったです。かなり期待されていますので、一日も早い稼働をお願いしたいですし、残りの 34 校についてはし

っかりと今年度整備をされて、来年度はしっかりと稼働されるようよろしくお願いします。

次に、県内小中学校の1人1台端末についてお聞きします。先ほども整備状況と使用状況が出ていましたけれども、活用についてお伺いします。県内でまだ整備されていないところもあるようですけれども、ほとんどのところでは整備されているようですが、十分活用できていないと感じます。把握できていればですけれども、全体として、いつごろから活用しているのか、活用できていない理由、あと、活用させるために県としてどのような支援等を行っているのか。また、4月までに整備されたとして、今までの期間、長期的に全く活用されていないのはどうかと思うのですけれども、その辺についてお伺いいたします。

○中川学校教育企画監 市町村の小中学校におけるタブレット端末等の活用、使用状況ですけれども、県として現時点では市町村における端末の使用状況について把握しておりません。ただ、配備が済んだところについては使っているところもあれば、まだ十分活用できていないところもあることも承知しているところです。

活用が進んでいない個別具体の課題はさまざまあるかと思いますが、一つは、端末が入って、その後学校の中で研修をしたりですとか、使用のルールを決めるという、学校全体の活用の準備に時間がかかっているという状況があるかと思います。

また、二つ目といたしましては、実際使える状況になったときに、使うための教員自身の準備が必要と思っております。教員が活用する上で、例えば県立総合教育センターでは今年度急遽ICT活用研修を78講座設置いたしまして研修の充実を図るとともに、県教育委員会としてもさまざまな研修機会の場を通してICTの活用について支援をしているところです。

○千葉盛委員 活用されていない期間に講座も開いてやっていくのでしょうかけれども、このままだと1年間活用されず保管庫に入っている学校もあるのか、整備されたのにそれでいいのかお伺いしたいと思います。また、県立高校のノートパソコンについて、できるだけ早く導入、整備して活用したいということですが、高校の場合は整備されればすぐ活用できる状況がしっかりと整っているのか、その点も含めてお聞きしたいと思います。

○中川学校教育企画監 市町村における端末の活用につきましては、国庫補助金が入っており、市町村における議会等を通して予算措置され配備されたものです。これからの新しい学びを行っていく上では、主体的、対話的で深い学びということで、特に協働学習が重要だと言われております。そういった協働学習を今後進めていく上では、非常に重要な一つのツールだと捉えておりますので、基本的には1年間ずっと保管庫に入っていることは想定しておりませんし、当然使える先生、使えない先生、さまざまあるかと思いますが、使える先生が使える教科からどんどん使っていくべきだと思っております。県教育委員会といたしましても、そういった点については、先ほど申し上げた研修を通じてしっかりと支援してまいりたいと考えております。

加えて、県立学校につきましては、端末が導入されれば、順次使えるようにしていくの

は当然ですけれども、現時点でも学校には無線LANという形でネットワーク環境を整えており、生徒がスマートフォンを持っている割合も99%近くありますので、スマートフォンも授業中に使ってもいいという形で指導しております。そういった中でもう既に使っている学校がありますので、端末が入れば、さらに大きな画面とキーボードがある環境で、よりICTを使った授業が進んでいくものと考えております。

○千葉盛委員 次に、再発防止「岩手モデル」策定委員会についてお伺いいたします。まず、策定委員会の進捗状況がどうなっているかお伺いします。また、先日岩手日報の記事にもなっておりましたけれども、あす7月3日が不來方高校で亡くなられた生徒の命日ということで、御遺族が要望を出していることを踏まえて、教職員の研修会を今年度も開催することを通知したということでした。要望等もいろいろ出されているかと思えます。そういったことも含めて、策定委員会で出された意見は、必要なものは速やかに策定委員会でも進めながら教育現場でも生かされていくべきと思うのですけれども、そのあたりはどうかお伺いいたします。

○木村県立学校人事課長 まず、再発防止「岩手モデル」策定委員会の進捗状況ですけれども、今年度4回開催することとしている策定委員会の1回目を、御遺族、被害者御家族からの意見聴取として、予定どおり先月実施したところでして、現在、意見聴取を踏まえた議論を次回の策定委員会において行うための作業を進めているところです。

また、策定委員会において出された御意見等について、例えばことし1月の策定委員会で意見として出された御遺族、被害者御家族からの意見聴取については、先月の策定委員会で実施しているところです。また、その策定委員会での故人の命日に研修会を実施してほしいという御遺族の御要望については、その後、各県立学校に対し、今月上旬をめどに関連した研修会を実施するよう指示したところです。

今後も策定委員会に出された御意見等については、部会での具体的な検討に取り込んで、最終的に岩手モデルへ反映させていきたいと考えています。

○千葉盛委員 不來方高校の事案において生徒を自死に追い込んだ教員ですけれども、改めて背景や当時の対応等についての調査等も行われているようですが、新たな事実は出てきたのでしょうか。また、その教員は去年異動したということですが、それ以来どういった状況になっていて、処分、措置等はどのようになっているのかお伺いいたします。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 千葉盛委員から御質問ありました1点目ですが、策定委員会の部会におきまして、当該事案に関連して、そういう事案が発生した理由解明を進めているところでして、新たな事実の調査につきましては、その理由解明の中で進めていくこととしております。

2点目の現在の当該職員の状況ですが、現在は学校以外の機関に所属しておりまして、生徒と直接接することのない業務に従事しているところです。

3点目の処分の状況ですが、職員の非違行為があった場合には、本人、被害者、周囲の関係者から事実関係を確認した上で、懲戒処分の要否ですとか量定を検討していくことと

しております。本事案に係る関係職員に対する措置、懲戒処分等につきましては、必要な事実関係の確認作業を進めているところでして、引き続き進めてまいります。その上で懲戒処分等の要否や量定の検討を慎重に進める必要がありますので、現時点ではいつまでに処分をするかということにつきましては、お答えいたしかねるところです。

○高橋穩至委員 新型コロナウイルス感染症による学校運営への影響について、先ほどの補正予算関係の審査で修学旅行の中止の件について質疑があったわけですが、4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症の感染者が頻発しまして、その中に家庭内感染で10代が結構出てきているのです。どこの学校かは発表されないのですが、発表があるたびに学校が休校になったり、運動会シーズンのときは、急遽前日になって子供だけで実施することになったりする状況があったわけですが、新型コロナウイルス感染症によって学級閉鎖とか学校閉鎖とか、運営状況にどういう影響が出ているのかお伺いしたいと思います。

○須川高校教育課長 新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響についてですが、新型コロナウイルス感染症により臨時休業措置を講じた学校は、令和2年度から本年6月29日現在で38校となっております。

授業については、一定期間の臨時休業を行った学校においても年間を通した指導計画を柔軟に調整しながら、児童生徒一人一人の学習内容の定着に向けて学習を進めているところであり、現段階においては著しいおくれはないものと捉えております。

また、学校行事については、延期等、計画変更した学校もありますが、必要な感染予防措置を講じるとともに、内容を工夫しながらおおむね計画どおり実施していると承知しております。

今後も新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等の通知を踏まえ、引き続き学校の感染症対策に取り組みつつ、学びの保障に取り組んでまいります。

○高橋穩至委員 大きいクラスターが発生すると、当然県としてもかかわると思うのですが、個別に感染者が発生した場合の休校措置ですとか授業の延期は、学校単位とか教育委員会単位で決めているものなのではないでしょうか。それとも、ある程度、県が通知しているものなのではないでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業の措置につきましては、学校の設置者が所管の保健所と協議の上、休業措置を定めるとされています。

○高橋穩至委員 了解しました。大きい事案が発生していないということなので、それほど大きい影響はないと思います。

次に、タブレットの導入状況についてです。新型コロナウイルス感染症の関係でかつてあった長期の休業等に備えて、家庭でも遠隔で授業ができるようにと急がれて進んだと認識しているのですが、小中学校全校に配置されたけれども活用されていない状況があるとのこと。教員の研修のため78講座を用意しているとのことですが、使わないで

充電器に差しているのが機械にとっては一番苛酷な状況で、寿命が短くなることもあるようです。ぜひこの活用を進めてほしいのですが、78 講座やったところで全体のどれくらいがカバーできるものなのでしょうか。ある程度使わないと道具として機能はしませんし、これに頼るのではなくて、使いこなすようにするのが一番の目的だと思います。特に小学校ですと担任の先生が使えなければその学級は使えないことになってしまいますが、用意した 78 講座以外の普及の計画はどうなっているのでしょうか。

○中川学校教育企画監 まず、県立総合教育センターが準備している 78 の I C T の授業活用に関する講座ですけれども、任意のものもあれば、定期的に免許状更新講習のタイミングで受ける講座もありまして、おおむね 5 年間を経過すると県内の教員の多くが受けられるような形で進めているところです。

一方で、I C T 機器の授業での活用につきましては、全国的なコロナ禍の休校の影響もありまして、例えばユーチューブなどの無料の動画で数多く実践例、活用例、マニュアル等が上げられています。県立学校につきましては県教育委員会でマイクロソフトのチームスと呼ばれるソフトウェアの活用マニュアルもアップロードして、いつでもどこでも教員が見られるようにしております。そういった形でオンライン、オフラインの集合研修を組み合わせながら、可能な限り使えるように環境を整えているところです。

○高橋穩至委員 研修会に教員を集めるのも効率がよくないし、年間のスパンでやるには時間がかかり過ぎると思うのですが、ほとんどの学校が教員の自主的な校内研修をやったり、市町村教育委員会単位で授業の研究とかをやっているのです。県内に教育長会議とかいろいろあると思いますので、モデルプログラムのような形でこういう校内研修をやってはどうかと紹介してはいかがでしょうか。それぞれの取り組み方が違ってても全校で一斉にできますので、そういう方法で普及を図ることが必要ではないかと思います。校内研修は前の年度からテーマを決めているので、入り込む余地がないかもしれませんが、その次の年からでもいいではないですか。大事なテーマだと思うのですけれども、どうでしょうか。

○中川学校教育企画監 今回 G I G A スクール構想の中で、各学校に I C T 機器が入りますので、調査はしておりませんが、県としては校内研修とかエリア研修で I C T に関する研修は行われているものと承知しているところです。

一方で、どういった教材を使うのか、どういった内容の授業を展開すればいいのかにつきましては、県教育委員会が行う研修会もそうですし、県と市町村教育委員会で学校教育 I C T 推進協議会というものを設置しておりまして、県と市町村がさまざまな事例を共有するスキームもつくっておりますので、こういった場でも県として情報共有してまいりたいと考えています。

○高橋穩至委員 昨年の北上市の事例ですが、小中学校に 1 人 1 台端末を導入する際、学校の中で使用する端末が Wi-Fi モデルで、これだと何かあったとき家庭で使えないということで、独自に加算して通信モデルにするという話を聞いたことあるのですが、そういった状況について何か聞いていますか。県内で小中学校がモデル的に通信機能を持ってい

る端末を導入しているという情報はあるのでしょうか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 多くがWi-Fi モデルを使っているのですが、その場合に家庭に持っていくと通信環境のない家庭では使えないこととなりますので、その際には貸し出し用のルーターを市町村でも県でも準備しております。低所得者向けということにはなりますけれども、そういったことで使えるような形にしております。

また、通信料につきましても、県立学校ですと就学のための給付金がありまして、今年度から通信料として年額1万2,000円を増額して給付し支援しているところです。

○高橋穂至委員 そういった支援もわかるのですが、そもそも通信できるモデルを入れようとしているという情報もあったものですから伺いました。

この端末を子供たちが全部使える状況になれば、学力調査を端末で配信して採点なども端末で行い、教員の手間を省けると思うのですが、そういった検討はされているのでしょうか。

○中川学校教育企画監 学力調査のいわゆるCBT、コンピューターを使ったテストですけれども、これに関しましては現在文部科学省が全国学力・学習状況調査のような全国一律の一斉調査について、CBTを使って活用することができないか議論が進んでおりまして、今年度、全国で何校かを指定して実証研究を行うこととしております。本県でも手を挙げる小中学校がないか、文部科学省の通知を受けて進めていくところですし、そういった研究も注視しながら、CBTのあり方についても検討していきたいと考えております。

○斉藤信委員 高校再編問題についてお聞きしたいと思います。4月、5月に説明会が開催されました。これは県教育委員会の英断だと思います。しかし、この説明会を受けて慎重に審議をしようと思ったら、説明会が終わったらもう5月24日に最終案を決めてしまいました。アリバイをつくったという印象で、残念な結果になりました。矛盾の集中点は福岡工業高校と一戸高校の統合問題だと思いますので、まずここからお聞きしますが、二戸会場ではどういう意見が出されましたか。

○森田高校改革課長 二戸ブロックの説明会での意見についてですが、二戸ブロックにおきましては、福岡工業高校が県北唯一の工業高校であり、入学者も今年度は増加したという状況もありますので、単独校での存続、また2学科の維持もお願いしたいという意見がありました。また、工業学科が1学級になった場合、教育の質が維持できるのか疑問であるということ、一方では、生徒数の減少に鑑み、市町村単位ではなく、二戸地域の高校教育を守るという視点で考える必要があるという御意見を頂戴したところです。

○斉藤信委員 正確ではないです。11名発言しました。そのうち、計画に賛成だったのはたった1人です。賛成も反対も表明できないというのがもう1人いました。あとの9人は、福岡工業高校の単独存続、福岡工業高校の2学科を守ってほしいという意見でした。二戸会場で大変びっくりしたのは、最初に発言に立ったのが二戸市の教育長でした。2番目は二戸市の副市長でした。行政のトップが福岡工業高校の単独存続を強く求めたのです。それには根拠があると思います。

福岡工業高校と一戸高校の統合について、二戸会場での質問を含めて日本共産党の県議団として、教育長、教育委員各位に見直すべき内容を5点提起しました。一つ目は、福岡工業高校の昨年度の実績として、ジュニアマイスター顕彰での特別表彰5人を初め多数のジュニアマイスター顕彰者を出すなど、全国トップクラスの資格取得の実績を上げて、今年度の入学者は57人になったということです。こうした努力と実績を正しく評価すべきだと思います。福岡工業高校の学科減は見直して、県北唯一の工業高校として単独で維持すべきです。

二つ目は、県北振興は県政の重点課題であり、達増知事の公約でもありますから、県北唯一の工業高校として2学科を維持し存続させるべきだということです。県教育委員会は、県南地域には工業高校の拠点校をつくらせていると言っています。盛岡市にも北上市にも拠点校がありますが県北地域は違うのです。2学科あるものを1学科に減らしてしまうということです。

三つ目は、総合学科制の一戸高校と福岡工業高校との統合というのは専門教育の充実にならないということです。学科減をしたら、全国トップクラスの資格取得の取り組みはできなくなるというのが校長先生や関係者の意見でした。工業高校を軽視していいのかということです。

四つ目は、福岡工業高校は26億6,000万円をかけて、県産木材を使って立派な最新鋭の校舎を造りました。2階なんかは、はりが見えるようなすばらしい木造校舎で、特別支援学級の生徒もいるのですけれども、大変落ち着いて使われているということでした。立派な校舎が落成した途端に福岡工業高校は学科減などと、こんなちぐはぐなやり方はないのではないのでしょうか。ましてや校舎制です。どちらが基盤になるかわからないような計画を県教育委員会は出しました。

五つ目に、二戸市の教育長や副市長など、行政が先頭に立って福岡工業高校を守りたいと言っていることです。市の広報でも特集を組んで、福岡工業高校がどんな実績を上げているか紹介すると言っているのです。そして、二戸市議会は計画撤回の意見書を上げています。こういう行政の意見に背を向けて、説明会の意見にも背を向けて、この計画を強行する根拠はどこにあるのかと思いますけれども、教育長、私どもの正式な申し入れですから、この5点についてしっかり回答をいただきたい。

○佐藤教育長 二戸ブロックにおける説明会での意見ということで、先ほど高校改革課長からも御答弁申し上げました。今委員からお話しのあった5点について、当然受けとめております。最後の二戸市の行政からの要請についても掲載した市の広報もいただいております。その内容についても見させていただいております。また、ジュニアマイスターの実績であるとか、それから県北振興は県の重点施策ということも当然承知しておりますし、福岡工業高校の校舎につきましても、私も実際に行って見ております。

そういったことも十分承知しております中で、二戸ブロックにおける中学卒業者数の見込み、見通し等の中で、今年度は福岡工業の入学者がふえてはおりますが、長期的な視点

のもとで判断していくと二戸地区におきましても統合をしつつ、なおかつコース制等を採用しながら、多様な学びを維持できるようにしていく判断のもとで決定をしたところです。

○**斉藤信委員** 残念ながら、まともな回答になっていないです。ことしの入学者は、2学科の福岡工業高校が57人、3学級の一戸高校が54人です。福岡工業高校のほうが多いのです。そして、一戸高校は3学級で、統合すればどうなるか。3プラス1です。ことしの実態から見たら、この統合計画には根拠がないと思うのです。資格取得やジュニアマイスターで成果を上げながら、ことし57人の入学者を確保しました。だから、この推移を本当なら見守るべきだと思うのです。

2学級規模の工業高校を見ますと、釜石商工高校は2学科で30人です。宮古商工高校は2学科で47人です。久慈工業高校は2学科で23人です。2学科の工業高校の中で福岡工業高校が一番生徒数が多いのです。2学科を基本的に維持しているのです。ほかのところはそのまま維持されて、福岡工業高校が学科減されるという計画は、とてもではないけれども、地元は理解できないと思います。そして、県北唯一の工業高校ですから、先ほど県北振興の観点での話はありませんでしたけれども、県北唯一の工業高校を守るという気概が何で県教育委員会から出てこないのか不思議でなりません。

教育委員会議の議事録を見ました。せっかく4回の説明会をやったのに、説明会で出された中身について、ほとんど議論がありませんでした。極めて残念です。何のために説明会をやったのか。説明会をやったなら、そこで出された意見について検討して最終結論を出すのが当然ではないでしょうか。ことしの入学者数増は、今までの努力の結実なのだと思います。本会議でも答弁がありました。地元地域の努力がことしの入学者数に出ているわけです。資格取得の実績も出ているわけではないですか。こういう実績が出ているにもかかわらず、全く一顧だにしないで、生徒減少がもっと大きい一戸高校はそのままにして、福岡工業高校を学科減するという根拠はないのではないかと思います。教育長、ことしの入学者の実績、生徒の実績を見たら、福岡工業高校を1学科減らすという根拠はないのではないですか。

○**佐藤教育長** 今年度の福岡工業高校の入学者が57人、そして一戸高校が54人ということで、私は一戸高校も視察し校長とも話をしまして、状況等を伺いました。一戸高校としても、総合学科高校で3学級維持についても人数が減っていき大変になるということがあります。二戸会場でも二戸地域全体で高校教育のあり方をしっかり考えていかなければならないというお話もいただいております。そういったことも踏まえての判断もあります。また各地域の説明会の状況について、教育委員会議臨時会で具体的な内容についての発言がなかったというお話がありましたけれども、開催結果は全て委員に報告しておりまして、協議の場でもいろいろと議論していただいております。その上で最終的に委員と協議をした上で5月24日の教育委員会議臨時会で決定したところです。

○**斉藤信委員** 教育委員会議というのは議事録が残り、後で県民が検証できる会議です。だから、議事録を残すのです。協議会の場で説明しているからというのは全然通用しませ

ん。そういうやり方は改めるべきです。公式に4回説明会をやったのですから、それを検討して、最終的に教育委員会議として決断するのが当然ではないですか。しかし、そういう議論は全くありません。

唯一私が注目したのは畠山将樹委員の、現在この計画に賛成できない方々の御意見には心情的に理解できますし、その中には大切な意見が含まれていると思います。この点に関しては、これから統合検討委員会等を立ち上げ、協議していくことと聞いておりますので、その中で生かせるところは生かし、さらにこれから出てくるいろいろな意見を含めて、十分に協議を尽くせるようにしていただきたいと思います、この発言だけです。あとは説明会の出された意見とは全然かみ合わない、全体的な意見でありました。

遠野高校と遠野緑峰高校の統合計画は地元の努力によって後期計画では撤回されました。福岡工業高校についても、ことし57人の入学者であり来年もこういう規模で入学者が確保されるなら、福岡工業高校と一戸高校の統合は見直すべきだと思いますが、いかがですか。

○**森田高校改革課長** 遠野緑峰高校につきましては、前期計画から除外した形になっているところです。福岡工業高校、久慈工業高校も現在のところ、前期計画から引き続き存続している状況です。遠野市及び野田村から、生徒確保に向けた取り組みの成果を踏まえた上で統合について判断してもらいたいという要望がありまして、前期計画においては、計画策定後2年間、入学者の状況の検証を行うこととして、その旨を計画に明記したところです。

現時点で二戸市から具体的にそういった要望等はございませんけれども、今回の計画は一戸高校を総合学科高校として3学級、さまざまな系列を保つ趣旨があります。遠野緑峰高校と久慈工業高校につきましては、統合先の高校がまだ一定の規模があり、そういった中で工業とか農業の学びをしっかりと守っていくという趣旨で組み立てた案に対して、二戸ブロックに関しては、総合学科の系列、それから工業の学びをしっかりと残していく、両方の存続という意味を込めた案でして、そういった意味において二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を整備して、地域の産業社会を担う人材を育成していきたいと考えているものです。

○**斉藤信委員** 森田高校改革課長、二戸市の教育長や副市長があつた説明会で、あれだけ福岡工業高校の存続を求めたのに対して、そういう要望はなかったということはないでしょう。態度ははっきりしているではないですか。これからも広報で福岡工業高校を紹介して頑張ると言っているのです。そういう言い方はないですよ。

二戸市議会にしても、二戸市の姿勢にしても、はっきりしているのです。来年度も五十数名の入学者が確保されたら、2学級規模で福岡工業高校を存続することも選択肢になりますね。教育長に聞きます。

○**佐藤教育長** 今回最終案ということで決定をしたところでありまして、今後の対応等については、後期計画の実際の進捗、学校の入学者の動向等も注視する必要は当然あると思います。そういったことを踏まえながら、慎重に判断しながら対応していくことは求めら

れると思います。

○**斉藤信委員** 慎重に判断しながら対応が求められるという教育長の答弁でした。実績次第では、遠野高校、遠野緑峰高校の統合計画の見直しのようなことがあり得るという答弁でいいですね。

○**佐藤教育長** 慎重な判断が求められるという答弁です。

○**斉藤信委員** 実例を示して言っているのです。ことしは福岡工業高校で、生徒の努力という点でも、入学者の実績という点でも地元の努力が示されました。この実績を県教育委員会は無視して統合計画を決めてしまった。ここは大問題だと思います。

生徒数減少の中で、総合学科制は無理だと思います。総合学科制にこだわるから、福岡工業高校を犠牲にして何とかしようとしているのです。学科数が少ないところは総合学科制は無理です。そういうことも検討しないとだめなのだと思います。

教育委員会議での議論を見ますと、生徒が大幅に減少するからやむを得ないというのが共通した意見でした。不思議なのは、今回の最終案には統合計画しかないのです。統合計画のないブロックは、生徒減があるけれども何で学級減も何もないのですか。生徒減少をあれだけ声高に叫びながら、統合計画のないところは学級減もしない、それで生徒減少に対応する計画と言えますか。

○**佐藤教育長** 今回の後期計画最終案ですが、大事な視点として持っていたのは、地域にある学校をどうやって維持していくか、残していくかで、まずは1学年1学級校の存続を考えました。地方創生の観点でそういったことが求められております。ICTとかデジタル対応がどんどん進んでいく中で、今年度から遠隔教育の取り組みも始めたところです。地域で進路実現が可能となるような学習の質の保障が可能性として出てきたわけです。

可能な限り地域に学校を残しつつ、教育の質の保障と機会の保障を最優先に考え、一方では県政の課題である産業人材の育成であるとか、県のプロジェクトとの整合性を持たせた再編ということで、一定の校舎の老朽化も背景にあり、学級減によらない計画案として協議を進め、最終的に御理解をいただいたところです。

○**斉藤信委員** 4回説明会をやりましたが、胆江両磐地域では計画は大局的には賛成という意見が多かったのもわかります。しかし、少なくとも二戸ブロックと盛岡ブロックでは、多数が具体的な問題を指摘して反対だった。理解を得られずにこの最終案を決められたというのは事実だと思います。きょうは時間がないので福岡工業高校と一戸高校の統合問題だけ指摘しましたがけれども、子供たちの努力、実績を県教育委員会が評価すべきです。遠野高校や遠野緑峰高校の前回の事例もあるわけだから、そういう形で見直すべきは見直して、地元の行政、市議会がこれだけ声を上げているときに、それを無視して進めては禍根を残しますから、そのことを胸に残して対応していただきたい。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教

育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○箱石副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、10款教育費、8項大学費の2,695万円の増額、9項私立学校費の3,353万3,000円の増額、合わせまして6,048万3,000円の増額です。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の33ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、事業の概要を御説明申し上げますので、御了承願います。10款教育費、8項大学費、1目大学費であります。説明欄の公立大学法人岩手県立大学運営交付金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、公立大学法人岩手県立大学が実施する学内の消毒業務委託や感染対策物品の購入等に要する経費を交付しようとするものであります。

次の34ページに参りまして、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費であります。説明欄一つ目の私立学校運営費補助は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、私立高等学校等の普通教室等へのエアコン整備に要する経費の一部を補助しようとするものであります。次の私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助は、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立高等学校等における新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期で生じたキャンセル料等の支払いに要する経費を補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 修学旅行の中止、延期は何件あるのか教えてください。

○米内学事振興課総括課長 今年度はまだ修学旅行が始まっておりませんが、聞き取りをしたところ、今のところ対象になる学校は、小中学校、高校、特別支援学校、専修学校を合わせまして19校、対象者数は合計で2,368人を予定しております。

○城内よしひこ委員 去年のことはわかりますか。

○米内学事振興課総括課長 昨年度の修学旅行キャンセル料等の支援費補助の実績ですが、昨年度は小中学校、高校、専修学校のキャンセル料が発生しておりまして、対象になった学校が16校あります。それから、生徒数は全体で1,846人を対象にキャンセル料の補助をしております。昨年度決算実績としまして、総額で900万1,283円の補助実績です。

○城内よしひこ委員 ことは既にそういった予測をして準備をするのでしょうか、

もし余った場合はどう処理するのですか。

○米内学事振興課総括課長 各学校に聞き取りしますと、9月以降の修学旅行なので今はまだ発生しておりませんが、状況を見ながら、また各学校の状況を聞き取りをしまして、今年度は最終的に2月補正でどう対応していくかを考えることになると思います。

○城内よしこ委員 実際修学旅行が来年の2月ぐらいまで実施される場合、様子を見ながら対応できる準備があるということですね。

○米内学事振興課総括課長 今回6月補正で全庁的に新型コロナウイルス感染症対応を計上することにしておりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況も見まして、一番遅いところで3月上旬ぐらいの予定になっておりますので、そこまで対応できるように用意しております。

○高橋穩至委員 私立学校運営費のエアコン整備について、令和2年度もあったわけですが、今回は前回予算措置したけれども足りなかったから足したということなのか、これで対象となるどれぐらいの私立学校にエアコンが整備されるのかお尋ねします。

○米内学事振興課総括課長 昨年度中に整備をする予定のところにつきましては、全部補助できるようにしております。新型コロナウイルス感染症対策の目的でやっていますから、去年実施されなかったところは、ここまでコロナ禍が長引かないで、来年は終息しているのではないかと、経営判断で実施しない学校もありました。今年度また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されており、感染状況がこのような状況の中で、必要かどうか改めて各学校に御意向を伺いまして、やはりこの状況であれば整備しなければいけないと御判断をされた学校等につきまして、今回計上しているところです。

整備数ですけれども、今回の補正で普通教室は33室予定しております、幼稚園で5室、中学校で7室、高校で21室。特別教室等は17室で、幼稚園で1室、中学校で1室、高校で15室。合わせまして50室の整備を予定しております。これは、各学校設置者に意向を伺って、御意向のものは全部対象としている状況です。

整備率につきましては、今回の補助事業実施後の見込みとしましては、普通教室は全体で82%を見込んでおります。幼稚園で約80%、中学校は100%、高校で約85%ほどになります。特別支援学校は40%です。特別支援学校は1校しかありませんが、今建てかえに着手していますので、建てかえ後でまた整備率は変わると思います。特別教室につきましては51%ほどの整備率になります。幼稚園で61%ほど、小学校で7%、中学校で80%、高校で52%、特別支援学校で10%、合わせまして特別教室は51%ほどの整備率を見込んでおります。

○高橋穩至委員 私立ですので申し込むかどうかは法人の運営状況によつての判断になるわけで、多分コロナ禍が長引いたからということではないと思うのです。公立は一元的に全部整備すると言っているのに対して、私立ができないという状況はあってはならないことだと思うのですが、この予算は今回は国の枠でこのくらいしかないとなってしまったものか、今後どうなるかというのを含めてお願いします。

○米内学事振興課総括課長 補助ですので学校の負担があり、標準額1室90万円で、3分の2補助で60万円上限という去年と同じ制度です。県立学校と違いまして、実施主体の3分の1の御負担がありますので、やはり最終的には学校の経営判断があります。

今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で整備しておりますが、通常ですと、国の整備の補助金がございます、補助率3分の1で、下限が200万円から上限が1.5億円までのものがあります。それは規模が大きくなりますし、やはり補助率3分の1ですので、学校側もある程度御負担が出るものです。今後は既存の制度を使いながら、新型コロナウイルス感染症対策でない形での整備であれば、そういう国庫補助を活用して整備することになると思います。

○斉藤信委員 公立大学法人岩手県立大学運営交付金2,695万円について、中身は学内の消毒業務委託や感染対策物品の購入等に要する経費ということです。消毒業務委託が6月補正ということになると、4月からどうしていたのでしょうか。本来これは当初から予算計上すべきものではなかったかと思いますが、どうなのですか。

○米内学事振興課総括課長 消毒業務につきましては、今回補正しておりますのは10月から3月までの半年分です。4月から9月の上半期分につきましては、今年度の当初予算に計上しております、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するのであれば、6月で年間所要額を計上するということですので、全庁的な方針に従いまして、10月以降の半年分につきまして今回改めて追加したものです。

○斉藤信委員 私立学校のエアコンの整備は基本的には私立学校の要望に基づいて予算措置したということで、予算の枠内での対応ではなく、エアコンの整備を要望した学校に対する予算措置をしたと理解してよろしいですね。

○米内学事振興課総括課長 そのとおりでして、私立学校の場合は、数が限られておりますので、全て聞き取り調査をしまして、予算要求するに当たっては各学校の要望を全て計上しているということです。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** コロナ禍のもとでの学生の貧困問題、学生に対する支援の問題をお聞きします。昨年度、今年度の授業料減免の状況はどうなっているのでしょうか。

○**米内学事振興課総括課長** 県立大学におきます昨年度の授業料の減免状況ですが、前期、後期で授業料の納付がありますので、令和2年度年間延べ人数で995人に授業料減免をしております。

○**斉藤信委員** 今年度はまだですか。

○**米内学事振興課総括課長** まだです。

○**斉藤信委員** 去年は、国の学生支援緊急給付金という制度がありました。そして県立大学独自の給付金もありましたが、この実績はどうなっているのでしょうか。

○**米内学事振興課総括課長** 令和2年度の学生支援緊急給付金ですが、これは国の制度でして、日本学生支援機構で支給したのですが、県立大学におきましては非課税世帯が20万円で73人、それから課税世帯が10万円支給で293人、合わせまして366人への支給になっております。また、県立大学独自の給付金としまして、アルバイトで学費なり生活費を一部賄っている学生ですとか、家計の急変による追加の支援が親から来ない学生を対象とした県立大学独自の給付金につきましては1人5万円ということで、昨年度延べで113人に5万円を支給をしているという状況です。

○**斉藤信委員** 昨年度は、国も県も独自の給付金、支援をやったわけです。2年目になることしは、さらに去年以上に学生の生活実態は厳しいのではないのかと思います。今学生に対する食の支援の取り組みがありまして、先日県立大学でも実施されました。困っている学生に予約制で米や食料品やその他を支援する取り組みでしたが、120人の学生が申請をしたということでした。

岩手大学関係では3回にわたって実施されておまして、岩手大学の場合には1回、2回の数で260名学生支援を利用したという学生がいました。驚いたのは、利用した学生の41%が仕送りなしで、アルバイトと奨学金で生活しているということです。今飲食店関係の仕事が全くななくなっているという大変な状況の中で、物資支援で何が一番助かるかという質問の答えの第1位はお米でした。第2位は食料品です。毎日食べることに困っているのが実態で、国の給付金制度もことしは音沙汰なしですが、国は継続してやるべきだし、県立大学独自の5万円の支援も今年度も必要ではないかと思いますが、学生の実態をどう把握して、こういう状況に今後どう対応しようとしているのかを示してください。

○**米内学事振興課総括課長** 先ほど御説明いたしました給付金等につきましては、今年度は斉藤信委員御指摘のとおり、国についても県立大学独自でも、今のところ制度化はされておられません。現状につきまして県立大学とやり取りし、相談がどれぐらい来ているか聞きました。6月14、15日のあたりでやり取りしたところでは、新型コロナウイルス感染症の相談数はそれほど多くはない状況です。ただし、アルバイトができない学生がふえてくることで、今後影響が出る可能性はあるかもしれないというお話です。今後感染の拡大状

況等を踏まえまして影響が出てくるようであれば、その対応については御相談をして進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 先ほど授業料の減免をお聞きしたけれども、去年は 995 人です。これは通常の減免分と、新型コロナウイルス感染症感染拡大で急速に家計が悪化した人たちですが、これは 51 人もいるのです。995 人というのは学生の比率からいってもかなりの率ではないかと思えます。これは授業料なので、毎日の生活はまた別です。毎日の生活に困っているのが実態ですから、ぜひ学生のそういう実態も把握し、ことしは第 5 波とも言われて去年以上に厳しい状況ではないかと思うので、その点を検討していただきたいと思えます。

今生理の貧困が社会問題になって、小中学校、高校、大学の保健室やトイレに生理用品を配備して必要な人に使ってもらい取り組みが県内でも始まっているし、東京都の高校、大学でも始まっていますが、県立大学ではどう対応されていますか。

○**米内学事振興課総括課長** 生理用品等の対応ですが、県立大学につきましては 5 月、6 月にいろいろやり取りさせていただいた中で、県の環境生活部の生理の貧困に対する事業として、1 号補正予算で女性のためのつながりサポート事業という 1,700 万円ほどの補正予算が計上されて、執行の手続に入っております。その中で、NPO 法人等に委託をして女性用品等も配布するお話がありまして、その NPO 法人と県立大学とうまく連携して配布できるように調整をしているところです。

県立大学が配置を予定しているのは、健康サポートセンター、学生相談窓口、女子寮のひめかみ寮等と聞いております。その事業が実行に移され、NPO 法人が動き出した時点で県立大学と連携してできるようにしたいと考えているところです。

○**斉藤信委員** 先日、3 回目の学生支援を岩手大学の学生を対象に上田公民館でやったのですが、もりおか女性センターからも参加していただいて、生理用品を持ってきてもらい、そこでの配布もやりました。アンケートをすると、全体の中で 17% ぐらいから助かっているという回答がありました。

全国的には、学校の保健室のようなところに置いておくともらいに行きづらいので、トイレットペーパーと同じようにトイレに置いて使いやすくするのが今の進んだところの取り組みです。実態もかなり深刻ですし、女性のためのつながりサポート事業の取り組みもありますので、県立大学でも活用して、積極的な取り組みをぜひ進めていただきたいと思えます。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもってふるさと振興部の審査を終わります。ふるさと振興部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8 月に予定

しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、令和4年度県立学校の編成等についてとしたいと思います。また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、北海道・北東北縄文遺跡群の世界遺産登録についてとしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

○**斉藤信委員** 異議はありませんが、付け加えていただきたいのは、先ほど千葉盛委員も取り上げた再発防止「岩手モデル」策定委員会の取り組みについてです。6月13日に遺族、被害者家族の意見聴取がありました。大変重要な、時間を取った意見聴取で、それを踏まえて今後どのように「岩手モデル」が策定されるか重要な局面なので、できれば中間報告をいただいて審議ができないでしょうか。委員長の提案には賛成ですが追加して、「岩手モデル」策定の取り組みについての調査ができないでしょうか。

○**柳村一委員長** 当局に確認して、対応が可能であれば追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**斉藤信委員** お願いします。

○**柳村一委員長** それでは、今の御意見を踏まえて調整を行いたいと思います。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各案件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項ですが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月15日から16日まで1泊2日の日程で実施いたしたいと思います。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。